

税関行政の主要施策の現状

第 1. 税関分野における規制改革の概要

我が国の構造改革の一環として、国内外から規制改革が求められており、関税局・税関としては「規制緩和推進計画」（平成 7 年度～平成 9 年度）及び「規制緩和推進 3 か年計画」（平成 10 年度～平成 12 年度）において積極的に推進・着実な実施を行なっている。

平成 13 年 3 月には「規制改革推進 3 か年計画」が策定され、中長期的な改革課題と改革の基本的な方向性を示すとともに、これまでの行政改革推進本部規制改革委員会の見解、「経済構造の变革と創造のための行動計画」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）、「e-Japan 重点計画」（平成 13 年 3 月 29 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、内外からの意見・要望等により明らかにされた規制改革関連事項を、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 か年にわたって取り組む事項として確定され、その着実な実施を図ることとされた。

同計画は、総合規制改革会議の審議結果、内外からの意見・要望を踏まえ、毎年度改定を行っており、平成 15 年 3 月 28 日には「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」が閣議決定された。この再改定においては、関税局・税関関連事項として、輸出入・港湾手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進、通関体制の整備

（税関の執務時間の拡大）、簡易申告制度の改善等の 11 項目が掲げられた [参考 1 参照]。このうち、輸出入・港湾手続のシングルウィンドウ化については、平成 15 年 7 月 23 日に実現している。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において構造改革特区の導入が決定されたが、関税局・税関では、構造改革特区の趣旨を踏まえて対応可能なものについては積極的に対応するとの方針の下、通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の軽減、通関業務の 24 時間・365 日化への対応、総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者等に開放、保税蔵置場の許可に係る距離基準の緩和の 4 項目を、特区において実施可能な特例措置として「構造改革特別区域基本方針」に盛り込んでいる [参考 2 参照]。

さらに、「規制の設定又は改廃に係る意見提出（パブリック・コメント）手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）についても、税関分野では、簡易申告制度の策定及び輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ・システムの開発においてパブリック・コメント手続を実施しており、透明性の向上、公正の確保にも努めている。

[参考 1]

規制改革推進 3 か年計画（再改定）平成15年 3 月28日閣議決定（抄）

平成14年度重点計画事項

11 運輸

2 輸出入・港湾手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進

輸出入・港湾手続については、平成15年度の出来るだけ早い時期におけるシングルウィンドウ・システム供用開始に向け、関係省庁間で準備が進められているところであるが、その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、利用者にとっての利便性向上とコスト低減を最優先目標とするとともに、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。【平成15年 7 月中を目途に運用開始】（運輸オ a）

さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。【逐次検討】（運輸オ b）

13 事業活動円滑化

3 「民間事業活動を阻害する規制」の改革

事業活動をより円滑に推進していくためには、(1)事業を遂行する過程で求められる各種申請などの行政手続を簡素にすること、(2)事業の範囲を規定する法令等の解釈を明確にすること、(3)製品の安全基準や工場運営の保安体制などを規定する基準認証・保安・資格制度に関する見直しなど、事業活動の過程において障害となる規制を検証し、これを個々具体的に改革していく必要がある。

以下に掲げる項目を始めとして、別表に掲げる事項について、各府省等は速やかに検討に取り組み、所要の措置を講ずる。

(以下略)

(別表)

(1) 行政手続の簡素化（抄）

	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	時期等
36	海上輸出貨物に関する予備審査制度の導入	関税法第67条の 2	輸出貨物のコンテナヤード搬入以前に輸出申告の予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設ける。（運輸オ）	平成15年度中に検討・結論

(2) 法令解釈の明確化（抄）

	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	時期等
3	関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の明確化	関税定率法基本通達第二節 4-5 (2)イ	ソフトウェアのうち関税評価の対象から除外できない「データ処理機器に組み込まれているもの」がどのようなものであるかを明確にする。（IT エ38）	平成15年 4 月中に措置

横断的措置事項

2 IT 関係

(3) 個別事項

エ 社会・行政の情報化の推進

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
32行政の情報化 （財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）	b 申請・届出等手続の電子化 (e) ワンストップサービスの推進 iii) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。	検討・調整 (検討体制整備済)	検討・調整	7 月中を目途に運用開始

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
32行政の情報化 (財務省, 法務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省) (続)	さらに, 通関情報処理システム (NACCS) と港湾 EDI システムについては平成13年度中を目途に接続, NACCS と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム (JETRAS) については, 平成14年度までを目途に, また, NACCS, 港湾 EDI システムと乗員上陸許可支援システムについても, 平成14年度までを目途に, それぞれ連携する。	一部措置済 (1月NACCSと港湾EDI接続・運用開始)	一部措置済 (11月NACCSとJETRAS接続・運用開始, 2月NACCS, 港湾EDI及び乗員上陸許可支援システム相互接続)	措置 (シングルウィンドウサービス提供開始)
	なお, 平成15年度までの実現を予定している輸出手続の電子化の一環として, 民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。	15年度までに検討・結論		
38関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の明確化 (財務省)	ソフトウェアのうち関税評価の対象から除外できない「データ処理機器に組み込まれているもの」がどのようなものであるかを明確にする。			措置 (4月予定)

分野別措置事項

11 運輸関係

(3) 個別事項

オ その他

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
輸出入・港湾 関連手続 (財務省, 法務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省)	a 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス (シングルウィンドウ化) の推進について, 既往の部分システムの改善にも努めつつ, 利用者にとって使いやすく, 運用に当たってコストが低く, 国際標準にも配慮し, 手続面で簡素なシステムを構築するために, 関係省庁が協力して, 検討・調整を進め, 平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際, 利用者からの意見・要望を踏まえ, 実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始
	b さらに, 昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ, 既存システムの相互接続にとどまらず, 改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い, より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討	
海上輸出貨物に関する予備審査制度の導入 (財務省)	輸出貨物のコンテナヤード搬入以前に輸出申告の予備申告を行い, 搬入次第即許可となる制度を設ける			検討・結論

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
簡易申告制度 の改善 (財務省)	多くの輸入業者が簡易申告制度を利用できるようにするため、貨物の指定、担保の提供等に係る要件を速やかに見直し、特に輸入許可の要件に関しては、「直近1年間に24回以上輸入許可を受けた貨物」との指定を「直近1年間に6回以上」に見直す。			実施
通関体制の整備 (税関の執務時間 の拡大) (財務省)	港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施する。		14年10月から措置	

[別添1] 基準認証等に係る個別措置事項

2 その他(検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化)

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
29執務時間外の 貨物の積卸し に係る許可制 から届出制へ の移行 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	措置済(4月施行)		
30執務時間外の 貨物の積卸し に係る許可手 数料の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成13年政令第153号)】	措置済(4月施行)		
31執務時間外の 貨物の搬出入 等に係る届出 制の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	措置済(4月施行)		
32航空輸出貨物 における予備 審査制の導入 (財務省)	航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。 【平成13年関税局長通達】	措置済(4月通達)		
33仕入書に代わ る書類として 提出を認める 社内帳票等の 取扱い (財務省)	輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。 【平成13年関税局長通達】	措置済(4月通達)		

(注) 2(3)工, 11(3)オ, [別添1] 2について、「当初計画等との関係」の欄は省略している。

[参考 2]

構造改革特別区域基本方針（2003年 1月24日閣議決定、7月4日改正）（抄）

番号	701
特定事業の名称	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとするときは、税関長の承認を受けなければならないが、承認を受ける場合には、税関職員が当該承認により執務する時間を基準として定められた手数料を納付する必要がある。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第2条第1項第3号に規定する外国貨物又は同項第2号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第98条第1項に規定する承認（臨時開庁の承認）の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合（下記1）に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合（下記2）に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該特区に所在する同法第29条に規定する保税地域（同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。 1. 政令で定める場合とは、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当する場合であることとする。 2. 財務大臣が定める場合とは、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港のうち、当該開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれている場合であることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	法第17条の規定に基づく特例措置が認定された特区については、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯（例えば、1時間当たり1件以上の申請）において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	703
特定事業の名称	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法施行令第51条の11第2号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	総合保税地域の許可を受けようとする者については、地方公共団体等の出資比率（一の地方公共団体等の出資が3%以上であること）が許可要件の一つとなっている。
特例措置の内容	地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	706
特定事業の名称	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法基本通達43-1(2)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件については、管轄の税関官署からの路程が概ね25キロメートル以内の場所にある施設であることが要件とされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね100キロメートル以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

第2. 監視取締体制の現状

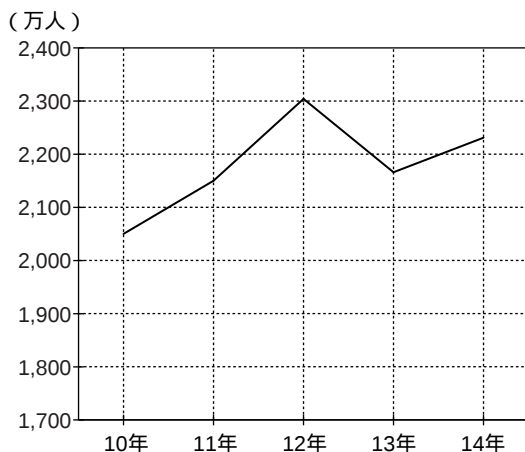
1. 取締対象の現状

(1) 入国者数

我が国への入国者数については年々増加している中、平成13年は米国における同時多発テロの影響を受け約2,167万人と一旦は減少したが、平成14年は約2,231万人と前年に比べ約3%増となっている。

これら入国者の大半が空港を利用しており、空港別の利用状況は成田空港が全体の入国者数の約55%、関西空港が約22%、次いで名古屋、福岡、新千歳空港の順となっている。

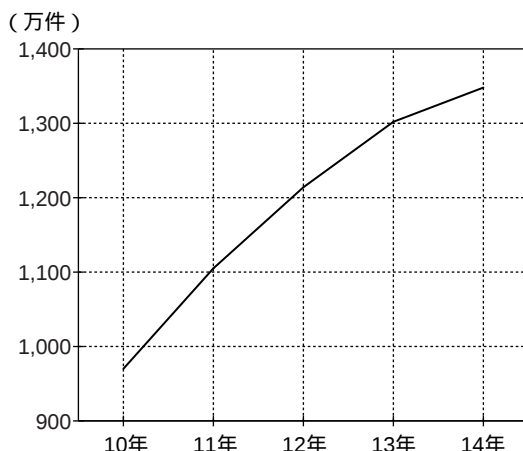
図1 入国者数の推移（平成10年～平成14年）



(2) 商業貨物

一般商業貨物の輸入件数は近年着実に増加しており、輸入許可・承認件数で見ると平成14年は約1,348万件と前年に比べ約4%の増となっている。

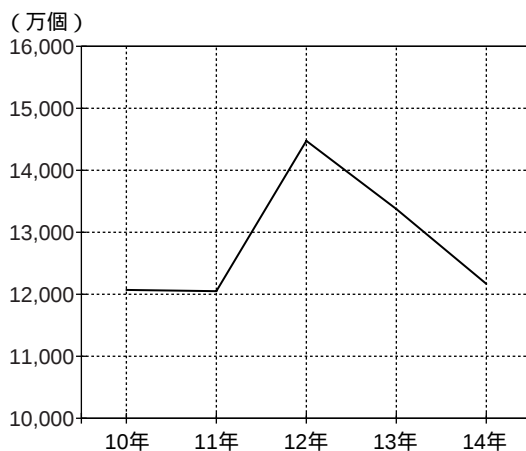
図2 輸入許可・承認件数の推移
(平成10年～平成14年)



(3) 郵便物

郵便物の輸入検査呈示個数は平成13年から減少傾向にあり、平成14年には約12,168万個と前年に比べ約9%減となり、再び減少した。

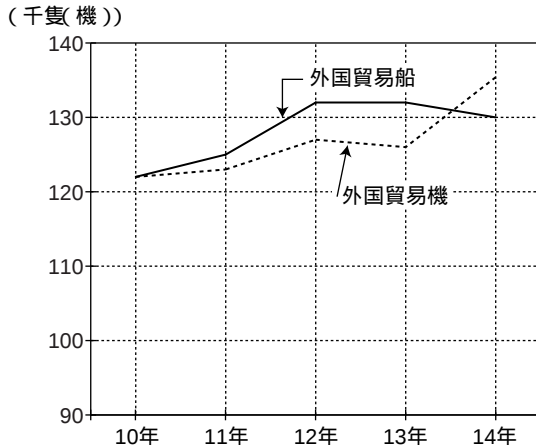
図3 郵便物の輸入検査呈示個数の推移
(平成10年～平成14年)



(4) 船舶・航空機

外国貿易船（機）の入港隻（機）数は、近年増加傾向にあったが、平成14年の入港隻（機）数は、外国貿易船が約13万隻（前年比2%減）、外国貿易機が約13万5千機（前年比7%増）と、外国貿易機は増加したものの、外国貿易船は、ほぼ横ばいとなっている。

図4 外国貿易船（機）の入港隻（機）数の推移
（平成10年～平成14年）



2. 密輸取締りの概要

近年、青少年層の覚せい剤乱用などの不正薬物の末端乱用が拡大（第三次覚せい剤乱用期の到来）し、一般市民を巻き込んだけん銃犯罪が発生するなど、不正薬物・銃器問題が深刻化している。これら不正薬物やけん銃のほとんどは、海外から不正に持ち込まれたものであることから、関税局・税関では、人や物の国際的な流れが増加する中、限られた資源で効果的・効率的な密輸取締りを行うため、次のような施策を実施している。

（1）体制の整備

監視監理官の設置

平成10年7月、東京税関に監視監理官を設置し、取締体制の手薄な地域における取締りの実施及び新たな密輸ルートへの適切な対応等、水際取締体制の強化に努めている。

密輸情報専門官及び調査官の設置

平成8年7月、関税局に密輸情報専門官、全国9税関に密輸情報調査官を設置し、国内関係取締機関や外国税関等からの密輸関連情報を一元的に管理・分析することにより、より確度の高い情報の構築に努めている。

検査専担部門の設置等

平成8年7月、全国の主要税関官署に「検査専担部門」を設置するとともに、従来の「検査専担班」を拡充することにより、年々増加の一途を辿る一般商業貨物について、効果的・重点的な輸出入通関検査を実施している。

関係取締機関との連携強化

警察や海上保安庁（本部）などの関係取締機関

との合同による取締り（コントロールド・デリバリーや合同船内検査などの実施）や情報交換を積極的に実施するなど、関係取締機関との連携の強化に努めている。

また、覚せい剤などの不正薬物の取締りに関しては、内閣総理大臣が本部長、各関係大臣がメンバーとなっている「薬物乱用対策推進本部」が設置され、さらに、けん銃などの銃器の取締りに関しては、内閣官房長官を本部長とし、各関係省庁の局長をメンバーとする「銃器対策推進本部」が設置されており、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

なお、平成10年5月、「薬物乱用対策推進本部」は、薬物乱用対策の中長期的な戦略が必要との認識のもと「薬物乱用防止五か年戦略」を決定した。同戦略に基づく施策の結果、児童生徒の薬物乱用に一定の歯止めがかかっており、水際においても、この5年間で、それ以前の5年間の3倍以上の覚せい剤を押収した。しかしながら、覚せい剤事犯検挙者数は引き続き高い水準にあり、覚せい剤密輸ルートも根絶されておらず、依然として相当量の覚せい剤が流入しているとみられる。さらに近年では、大麻やMDMA等の錠剤型合成麻薬の押収量が急増している。

このような状況を踏まえ、平成15年7月の本国会合において、「第三次覚せい剤乱用期」は依然として継続しているとの認識に立ち、「薬物乱用防止新五か年戦略」が決定され、関係省庁の一層緊密な連携の下、引き続き総合的に対策を講じることとなった。

（2）取締機器の増強

監視カメラシステムの導入

夜間でも監視可能な固定式監視カメラシステムを全国の主要港の各埠頭内に設置し、船舶及び乗組員等の動静をモニタリングするとともに、固定式監視カメラシステムが設置されていない埠頭や地方港においては、移動式監視カメラシステムを導入し、船舶等の取締りの強化に努めている。

麻薬探知犬の積極的活用

人間の数万倍の嗅覚により不正薬物の取締りに非常に効果的な麻薬探知犬（アグレッシブドッグ）については、昭和54年6月の導入以来、配備頭数を順次増やす（配備官署の拡大を含む）とともに、平成5年8月には、航空旅客の身辺やハンドキャリアによる密輸入の増加に対処するため、旅具検査場内において使用する麻薬探知犬（パッシブドッグ）

グ)を新たに導入し、不正薬物の取締りに積極的に活用している。

(3) 密輸関連情報の収集・分析の強化

国際密輸情報の収集強化等

関税局・税関では、海外からの密輸情報収集の強化を図るため、税関に国際情報を専担する部門を設置し、銃器や不正薬物などの密輸の可能性が高い地域に職員を派遣するとともに、WCO（世界税関機構）及びアジア・大洋州 RILO（注）を中心とする国際情報交換ネットワーク等を通じて、外国税関当局等と情報交換を行っている。

また、このような国際情報交換を円滑化するために、平成9年6月に日米両国間で税関相互支援協定を締結するとともに、平成10年3月、外国税関当局との情報交換の明確化等を関税法に規定した。さらに、平成14年11月に発効したシンガポールとの経済連携協定及び実施取極には、税関相互支援協定の主な内容が盛り込まれており、平成15年6月にはオーストラリアとの間で税関相互支援に関する協力枠組みを結んだ。

（注）アジア・大洋州 RILO (Regional Intelligence Liaison Office) とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために、昭和62年に香港に設置された地域情報連絡事務所のことであり、現在27カ国・地域がメンバーとなっている。なお、当該 RILO は、平成11年1月に日本へ移転され、関税局・税関はその運営を担当してきたが、平成16年1月に中国への移転が決定されている。

関係業界からの情報収集の強化

関税局では、関係業界からの情報収集の強化を図るため、平成4年6月以降、6団体（(社)日本船主協会、定期航空協会、(社)航空貨物運送協会、(社)日本通関業連合会、外国船舶協会、(社)大日本水産会）との間で、順次、「密輸入に関する情報の提供等」を趣旨とした覚書（MOU）を締結している。関税局・税関ではこの覚書の趣旨を踏まえ、各関係団体の加盟会社との間において、不正薬物等密輸防止のための通報体制の整備等に努めている。

一般市民からの密輸関連情報の収集強化

関税局・税関では、街頭キャンペーンの実施など一般市民や地域社会に対しての各種広報活動を通じ、税関行政に対する理解、情報収集についての協力を得よう努めている。特に、平成8年2月、これまで各税関で電話番号が異なっていた密

輸ダイヤルを全国共通の電話番号（「全国统一密輸ダイヤル」0120-461-961）とし、同番号を積極的に広報することにより、一般市民からの情報収集強化に努めている。

電算システムの活用

輸入通関実績、船舶入出港実績等に関する情報を蓄積し、整理、保管することが可能な通関情報総合判定システム（CIS:Customs Intelligence Database System）を全国の税関官署に配備することにより、情報の分析・加工・管理体制を整備、強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを行っている。

(4) 取締手法の多様化

コントロールド・デリバリーを活用

けん銃や不正薬物などの密輸入事件の主犯検挙を目的とし、関連法令の改正等により実施可能となった「コントロールド・デリバリー」を関係取締機関との協力の下、積極的に活用している。

（注）「コントロールド・デリバリー」とは、税関等取締当局が不正薬物等を発見した場合に、直ちに検挙することなく、その監視下で引き続きその不正薬物等を運搬させて取引を完結させ、荷受人等を突き止めて検挙する捜査技法をいう。

なお、不正薬物等を抜き取り、あるいは代替物とすり替えて行うものは、特にクリーン・コントロールド・デリバリーと呼ばれている。

短期集中取締りの実施

「薬物乱用事犯取締強化月間」や「銃器取締特別期間」のような月単位の取締強化期間を設定するほか、より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し、一層効果的な取締りに努めている。

3. 最近の密輸入動向（社会悪事犯 / 表1参照）

(1) 社会悪物品密輸入事犯

不正薬物については、平成14年における密輸入摘発件数が450件、密輸入押収量が918kg（ほか向精神薬・MDMA が23万3千錠）となっており、3年ぶりに1トンを下回ったものの、押収量としては過去4番目で、依然として大量押収傾向が続いている。

銃砲については、平成14年における密輸入摘発件数が8件、密輸入押収量が13丁となっているほか、けん銃部品3件4点を摘発している。

密輸入事犯の主な特徴としては、

表1 主な社会悪物品の摘発状況（過去5年間）

種 類	年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	前年比
覚せい剤	件	37	39	57	42	20	47.6%
	kg	544	1,450	886	202	408	201.6%
大 麻	件	266	255	303	214	276	129.0%
	kg	281	723	485	797	476	59.7%
ヘロイン	件	18	13	14	11	15	136.4%
	kg	4	1	6	5	19	391.3%
コカイン	件	19	10	12	7	12	171.4%
	kg	16	4	7	18	14	77.6%
あ へ ん	件	11	8	5	2	3	150.0%
	kg	18	7	5	8	2	24.3%
MDMA	件	11	26	36	44	35	79.5%
	千錠	11	18	85	118	172	146.4%
向精神薬	件	230	167	89	96	89	92.7%
	千錠	136	141	62	90	60	66.8%
合 計	件	592	518	516	416	450	108.2%
	kg	863	2,186	1,389	1,030	918	89.2%
	千錠	147	159	147	208	233	111.9%
銃 砲	件	13	13	9	2	8	400.0%
	丁	20	40	123	21	13	61.9%
銃砲部品	件	4	2	0	2	3	150.0%
	点	9	2	0	12	4	33.3%

(注) 1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
 2. 覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
 3. MDMA は、MDMA 及び MDA の合計数量を示す。
 4. 向精神薬の平成13年分には、輸出1件2,031錠を含む。

- 洋上取引による大量覚せい剤密輸事犯を摘発
- 大麻樹脂及び MDMA の押収量が過去最高を記録
- 空港内に勤務する警備員が、空港内制限区域への立入交通パスを悪用して、覚せい剤の密輸を行うなど、その手口は益々悪質・巧妙化
- トランジット罪（関税法第109条の2）の新設（平成12年）後、初適用となるヘロインのトランジット罪密輸事犯を摘発等が挙げられる。

（主な社会悪物品別の密輸入動向等）

最近の主な社会悪物品別の密輸入動向等については、以下のとおりである。

(i) 覚せい剤

現在、我が国で最も乱用されている不正薬物は覚せい剤であり、第三次覚せい剤乱用期と言われる状況下、平成14年においては摘発件数が20件、

押収量が408kgとなっている。

近年では、錠剤型覚せい剤の密輸入が相次いで摘発されており、大口事犯も摘発されている。

摘発実績を仕出地別にみると、仕出地不明の237kgを除くと、押収量では北朝鮮（151kg）が全体の89.2%を占めており、件数ではフィリピン（7件）及び中国（6件）が全体の68.4%を占めている。

また、密輸形態別でみると、押収量では鳥取県の海岸に漂着した（237kg）を除くと、船舶乗組員（151kg）によるものが約9割を占めており、摘発件数では航空機旅客（8件）、国際郵便（9件）によるものが約9割を占めている。

（事例）

【洋上取引により密輸しようとした大量の覚せい剤を摘発】

1月、門司税関は、警察及び海上保安庁と協力

して、玄界灘に停泊していた中国籍船舶の船内検査を実施し、船内隠し倉庫から、ダンボール10箱に入れられていた覚せい剤約151kgを摘発した。

【航空機旅客による錠剤型覚せい剤を摘発】

10月、東京税関は、香港から成田空港に到着した日本人女性旅客の携帯品検査において、携行のスーツケース内、お茶缶及び菓子袋の中に隠匿していた覚せい剤含有錠剤約8千錠を摘発した。

【空港内警備員による覚せい剤の密輸入を摘発】

11月、東京税関は、香港から成田空港に到着した日本人男性旅客が、税関検査を受ける前に空港内警備会社に勤務する日本人男性に書類ケースを手渡したところを職務質問し、同書類ケース内から覚せい剤約7kgを摘発した。

【鳥取県の海岸に漂着した覚せい剤事件】

12月、民間人から通報のあった鳥取県名和町海岸等に漂着した覚せい剤237kgの事件について、神戸税関が警察等と共同調査を実施。

(D) 大麻

大麻は、世界的に最も乱用されている不正薬物と言われており、我が国においても、過去5年間において押収された不正薬物のうち、覚せい剤に次いで押収量の多い薬物である。

平成14年における大麻（大麻草及び大麻樹脂）の密輸入事犯の摘発は、件数が276件（対前年比129.0%）、押収量が476kg（対前年比59.7%）であり、大麻樹脂については215kg（対前年比405%）と過去最高の押収量を記録した。

これらの摘発実績を仕出地別にみると、近年、タイ、ネパール等の東南アジアルート、ナイジェリアのアフリカルート及びオランダを中心としたヨーロッパルートに加え、ブラジルルート及びロシア極東地区ルートも相次いで摘発されており、密輸ルートが多様化している傾向にある。件数で見ると、主な仕出地はオランダ（56件）に続いて、米国（40件）、タイ（35件）となっており、これらの国で全体の半数を占めている。

密輸形態別にみると、押収量では航空機旅客（285kg）及び商業貨物（163kg）を利用したものが全体の94.1%を占めており、件数では航空機旅客（157件）及び国際郵便（84件）を利用したものが全体の約87.3%を占めている。

密輸手口については、特に体内に嚥下して隠匿する密輸入事犯を相次いで摘発し、7年ぶりに件数が2桁に達した。

（事例）

【船舶乗組員が携帯して上陸したリュックサック内から大麻樹脂を摘発】

3月、大阪税関は、ロシアから富山港に入港したロシア籍船舶の乗組員2名の行動確認を行っていたところ、同人らが携帯していたリュックサックを駅のコインロッカーに預け入れたことから、警察の協力を得て、同リュックサックを受け取りに来たイラン人男性1名の職務質問を行い、大麻樹脂約11kgを摘発した。

【民芸品の太鼓に隠匿した大麻草の摘発】

6月、大阪税関は、セネガルから関西空港に到着した輸入別送品の検査において、太鼓内に隠匿していた大麻草6kgを発見し、警察と協力してライブ・コントロールド・デリバリーを実施し、セネガル国籍男性1名を検挙した。

【カレンダーに工作して隠匿された大麻樹脂を摘発】

12月、東京税関は、ネパールから成田空港に到着した航空貨物（品名：カレンダー等）の輸入検査において、カレンダー表紙を二重工作して隠匿していた大麻樹脂約52kgを発見し、警察と協力して配送先等の搜索を実施し、密輸入のうえ保管していたものを含め、大麻樹脂合計約147kgを摘発した。

(H) ヘロイン

ヘロインは、タイ、ラオス、ミャンマーを結ぶ「ゴールデン・トライアングル」（黄金の三角地帯）及びアフガニスタン、パキスタン、イランを結ぶ「ゴールデン・クレセント」（黄金の三日月地帯）が主な生産地と言われているが、我が国への密輸ルートはゴールデン・トライアングル周辺国からのものが中心となっており、最近5年間の仕出地別摘発実績を見ると押収量の9割が東南アジア及び中国からのものとなっている。

平成14年における摘発実績は、件数が15件（対前年比136.4%）、押収量が約19kg（対前年比391.3%）であり、9年ぶりに2桁となる大量押収を記録した。

これらを仕出地別で見ると、件数では15件全てが東南アジア及び中国からのものであり、押収量ではラオス（4件、17kg）が約9割を占めている。

密輸形態別では、航空機旅客及び国際郵便のみで、航空機旅客が全体の9割を占めている。

（事例）

【スニーカー底部を工作して隠匿していたヘロインを摘発】

8月、大阪税関は、ベトナムから関西空港に到着したベトナム国籍男性旅客の携帯品検査において、同人着用のスニーカー底部を工作して隠匿していたヘロイン約0.7kgを摘発した。
【トランジット旅客によるヘロイン密輸事犯を摘発】

12月、東京税関は、ラオスからベトナム経由で成田空港に到着し、オーストラリア行きの便に乗り継ごうとしていた日本人の男女4名について、職務質問を実施し、免税店の袋内、お茶缶の中に隠匿していたヘロイン約17kgを摘発した。

(二) コカイン

コカインは南米が最大の生産地域で、原料となるコカ葉のほとんどがコロンビア、ペルー及びボリビアの3カ国で不正栽培されている。

我が国においては、国内の検挙人員が40人と乱用されているとは見られないが、薬理作用が覚せい剤に酷似していることから、密輸入及び国内における乱用の拡大に警戒の必要がある。

平成14年における摘発実績は、件数が12件（対前年比171.4%）、押収量が約14kg（対前年比77.6%）となっている。

これらを仕出地別に見ると、件数ではコロンビア（2件）及びブラジル（2件）等の南米ルートが7件、オランダ（1件）及びベルギー（1件）等の欧州ルートが4件と、南米及び欧州ルートが大半を占め、押収量ではブラジル（7.3kg）及びコロンビア（5kg）が約9割を占めている。

密輸形態別に見ると、押収量では船舶乗組員によるものが5kg（36.4%）、航空機旅客によるものが8.4kg（60.7%）と約9割を占め、件数では航空機旅客によるものが6件と半数を占めている。

（事例）

【外国籍船舶への訪船者が、身辺に巻き付けて隠匿していたコカインを摘発】

6月、長崎税関は、ペルーから青森経由で志布志港に入港したフィリピン籍船舶の張り込みを実施していたところ、夜中、訪船者2名が下船してきたところを職務質問し、両名が身辺に巻き付けていたコカイン約5kgを摘発した。

【パラシュートに包んで隠匿したコカインを摘発】

10月、東京税関は、ブラジルからスイス経由で成田空港に到着したブラジル人男性旅客の携帯品検査において、携行していたバッグ内のパラシュートに包んで隠匿していたコカイン約5kgを摘発した。

(ホ) あへん

あへんの主な生産地は、南西アジアのアフガニスタン、パキスタン、イラン及びその周辺国と東南アジアのタイ、ミャンマー及びその周辺国である。

我が国においては吸煙の習慣がほとんどなく、来日外国人等による密輸入があるものの、ここ数年、押収量は減少傾向にある。

平成14年における摘発実績は、件数が3件（対前年比150%）、押収量が約2kg（対前年比24.3%）であった。

仕出地は、タイ、マレーシアからのゴールデン・トライアングル周辺国からのものであった。

（事例）

【航空機旅客が体腔内に隠匿していたあへんを摘発】

6月、名古屋税関は、タイから名古屋空港に到着したドイツ国籍男性旅客の携帯品検査において、嚥下及び肛門に挿入して隠匿していたあへん約1.4kgを摘発した。

(ハ) MDMA（MDAを含む）

近年オランダを中心に、ヨーロッパ、米国などで乱用問題が深刻化しているMDMA（通称エクスタシー）の我が国における平成14年の摘発実績は、件数が35件（対前年比79.5%）と減少したものの、押収量が約17万2千錠（対前年比146.4%）と増加（5年連続の増加）し、過去最高を記録した。

これら摘発実績を仕出地別にみると、押収量ではオランダ（約5万5千錠）、ベルギー（約4万3千錠）及びフランス（約3万2千錠）等のヨーロッパルート並びに、マレーシア（約2万3千錠）及びインドネシア（約4千錠）等の東南アジアルートが全体の約9割を占めている。

また、密輸形態別では、航空機旅客及び国際郵便を利用したものに分けられ、航空機旅客によるものが押収量で97.6%、件数で85.7%と大半を占めている。

（事例）

【身辺に巻き付けて隠匿していたMDMAを摘発】

3月、東京税関は、マレーシアから成田空港に到着したシンガポール国籍男性旅客の携帯品検査において、身辺に巻き付けて隠匿していたMDMA約1万錠を摘発した。

【スーツケースを二重工作して隠匿したMDMAを摘発】

表 2 関税法違反事件の概要

イ. 関税法違反処分件数 (単位 件)

件 数 \ 年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	前年比 (%)
社会悪物品以外の 合計	720	696	688	634	801	126%

(注) 1. 処分件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った件数である。
2. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。
3. 社会悪物品とは、覚せい剤、大麻、麻薬及び銃砲等をいう。

ロ. 関税等ほ脱額状況 (単位 百万円)

金 額 \ 年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	前年比 (%)
処 分 件 数	311	265	266	206	214	104%
合 計 金 額	243	228	118	715	578	81%

(注) 1. 数字は、処分ベースのものであり、当該年に関税法違反で告発又は通告を行った事件に係る関税及び内国消費税の合計ほ脱額である。
2. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

ハ. 特定品目に係る関税法違反処分事件数 (単位 件)

事件数 \ 年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	前年比 (%)
ワシントン条約該 当物品不正輸入	14	15	10	12	19	158%
知的財産権侵害 物品不正輸入	44	71	48	53	70	132%

(注) 1. 処分事件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った事件数である。
2. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

4月、東京税関は、オランダから成田空港に到着した英国国籍男性旅客の携帯品検査において、スーツケースを二重工作して隠匿していたMDMA 約4万1千錠及びコカイン約1kgを摘発した。

【航空小包郵便物内に隠匿したMDMAを摘発】

7月、東京税関は、オランダ来の航空小包郵便物の検査において、缶詰内に隠匿していたMDMA 約2千錠を摘発した。

(b) 向精神薬

平成14年における向精神薬の摘発実績は、件数が89件（対前年比92.7%）、押収量が6万錠（対前年比66.8%）となっており、件数、押収量ともに前年を下回った。

仕出地別に見ると、タイ（44件、約3万7千錠）、中国（6件、約1万錠）及びフィリピン（27件、約9千錠）で全体の9割以上を占めている。

密輸形態別にみると、航空機旅客及び国際郵便によるものが大半を占めており、その中でも国際郵便によるものが押収量で51.1%、件数で78.7%

を占めている。

(事例)

【スーツケース内の衣類に包み隠匿した向精神薬を摘発】

7月、東京税関は、タイから成田空港に到着した韓国国籍女性旅客の携帯品検査において、スーツケース内の衣類に包み隠匿していた向精神薬約3万錠を摘発した。

(f) 銃砲の密輸動向

我が国で不法に所持、あるいは犯罪に使用されているけん銃等の銃砲は、改造銃を除きそのほとんどが海外から密輸入されたものと考えられている。平成14年においては、件数が8件（対前年比4倍）、数量が13丁（対前年比61.9%）となっており、その他けん銃部品4点が摘発されている。

(事例)

【小包郵便物内からペン型けん銃を摘発】

1月、神戸税関は、南アフリカから到着した小包郵便物の中からペンシルガン1丁を発見。警察と協力して名宛先を搜索し、さらに同様のペンシ

ルガン1丁を発見し、日本人男性1名を検挙した。
【身辺に巻き付けて隠匿していたけん銃を摘発】

6月、東京税関は、警察と協力して、フィリピンから成田空港に到着した日本人男性旅客の携帯品検査において、身辺に巻き付けて隠匿していたけん銃6丁及びけん銃用実包111発を摘発した。

その他の事犯

税関における平成14年の社会悪物品以外の事犯で関税法違反として告発又は通告処分を行った事件数（以下、「処分事件数」という。）は合計801件であり、主な事犯は次のとおりである。

イ. 関税ほ脱事犯

関税ほ脱事犯として告発・通告処分を行った平成14年の関税及び内国消費税等の合計ほ脱額は5億7,800万円となった。

（事例）

【冷凍牛肉関税ほ脱事件を告発】

7月、神戸税関は、警察と協力して、広島県所在の食料品販売会社H社が、オーストラリア及びニュージーランドから冷凍牛肉を輸入するに際し、実際の価格の40%を輸入代金として低価申告して不正に関税等を免れようとした事犯について告発した。

ロ. 偽造クレジットカード等の密輸入事犯

近年、クレジットカード等支払用カードの偽造等の犯罪が急増しており、平成13年、刑法の一部改正により支払用カード電磁的記録不正作出等の罪が新設された。それに伴い、関税定率法も一部改正し、偽造クレジットカード等が輸入禁制品として追加指定された。

平成14年における偽造クレジットカード等の密輸入摘発実績は件数が9件、押収量が約1万5千枚であった。

（事例）

【偽造クレジットカード（原板）の密輸入事件を摘発】

3月、東京税関は、マレーシアから成田空港へ到着した日本人男性旅客の携帯品検査において、スーツケースの中のゲームカード様化粧箱内に隠匿していた偽造クレジットカード（原板）3千枚を摘発した。

ハ. フロンガスの密輸入事件を告発

オゾン層を破壊する特定物質として輸入が規制されているジクロロジフルオロメタン（通称「フロン12」）は、輸入貿易管理令等により、平成8年以降、生産や輸出入が全面的に禁止されている。

近年、密輸入が多発しており、平成14年における摘発実績は件数が7件、押収量が24,374kgであった。

（事例）

【フロンガスの密輸入事件を摘発】

10月、東京税関は、中国から東京港に到着した海上コンテナ貨物（品名：不凍液）の輸入検査において、ドラム缶を二重工作して隠匿していたジクロロジフルオロメタン2,871kgを摘発した。

ニ. ワシントン条約該当物品不正輸入事犯

経済産業大臣（旧通商産業大臣）の輸入承認を必要とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称：ワシントン条約）対象動植物の不正輸入事犯に係る平成14年における処分事件数は19件（平成13年は12件）であった。

ホ. 盗難自動車等の不正輸出事犯

盗難自動車等の不正輸出については、盗難自動車の車台番号を改ざんして盗難の痕跡を消したうえで不正に輸出許可を受ける、抹消登録証明書を偽造又は改ざんし不正に輸出許可を受ける等の不正輸出事犯を摘発した。

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 我が国の社会・経済の国際化の進展に伴う人や物の国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

まず、輸入許可・承認件数を見ると、表1のとおり年々増大の一途をたどっており、平成10年

は959万件であったものが平成14年には1,348万件と約1.4倍の伸びを示し、他方、輸出は長引く不況の影響を受けて、横這い傾向を示しているが、航空貨物については、平成10年では615万件であったものが平成14年には794万件と約1.3倍の伸びとなっている。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナリゼーションの進展を中心とし

た輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP 貨物）サービスの発展等に伴い、物流形態が大きく変化している。

(2) このような環境の中にあつて、輸入通関行政に対しては、内外からの迅速通関に対する要請が高まってきている一方で、最近の一般市民を巻き込んだけん銃犯罪の多発、覚せい剤の未成年層への拡散など、けん銃、麻薬覚せい剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、国民から強い期待が寄せられている。

これら要請に的確に対処するため、通関手続の電算化（通関情報処理システム（NACCS））の推進・拡大を図り、また、適正な通関を確保するために必要な情報を蓄積した通関情報総合判定システム（CIS）を活用して、選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

(3) また、輸出通関行政においては、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成9年12月に設立されたワッセナーアレンジメントに基づき、我が国でも輸出規制を行っている。またさらに、大量破壊兵器等の不拡散のために、平成14年4月に欧米諸国と同様の原則全品目（食料品、木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、今般の情勢から税関でも審査・検査を強化し、経済産業省と協力し、重点的に取組んでいるところである。

(4) 以下においては、これらの事項のいくつかについて更に詳細に解説するとともに、今後の課

題についてもあわせて述べてみたい。

2. 輸入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

平成14年における輸入許可・承認件数は、約1,348万件（対前年比3.5%増）となっており、最近5年間の平均伸び率を見ると、航空貨物は9.0%増、海上貨物についても4.0%増となっており、全体では7.5%の増となっている。

このような状況のなかで、国内外から迅速な輸入通関処理の要請がますます高まる一方、けん銃、麻薬覚せい剤等を中心とした社会悪物品等の不正輸入に対する取締り強化の要請も一層高まってきており、このような「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反する要請を達成する必要がある、そのために種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでも通関手続の電算化の推進、利用地域の拡大、輸入申告の際に添付する書類の簡素化等種々の改善努力を重ねてきており、近年は、規制緩和の流れ等も踏まえ、更なる改善策を講じているところである。

貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付を待って貨物の引取りを許可することを原則とするが、税関手続の執行を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨物が税関の管理下にある時間を短縮することにより、貨物の到着から輸入者等が引取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長

表1 輸出入許可件数の推移

(単位 万件)

区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
輸入許可・承認件数	959	1,109	1,214	1,302	1,348
海 上	279	305	336	343	350
航 空	680	803	878	958	998
輸 出 許 可 件 数	941	1,002	1,067	1,023	1,136
海 上	326	331	339	321	341
航 空	615	671	728	702	794

制度の導入等を図っている。

選別的通関処理の促進

税関業務の電算化を推進し、処理の迅速化及び密輸等のリスクの高い貨物は重点的に審査・検査を実施することにより適正通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化し迅速な引き取りを可能とする選別的通関処理を一層促進するため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理する通関情報総合判定システムの導入、ii) 通関情報処理システムの審査基準をより一層適正に管理し、常にその見直しを行うことを専担とする通関情報管理室を設置する等の措置を図っている。

簡易申告制度の導入

i) 概要

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は、指定を受けた種類の貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

なお、特例申告の際には、原則として仕入書の提出は不要となっている。

ii) 簡易申告制度を利用するメリット

簡易申告制度においては、納税申告の前に貨物を引き取ることが可能となり、同時に申告手続の簡素化・効率化を図ることとしている。これにより、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取が可能となって、輸入者のコストが削減される等、その利便性が向上することが期待できる。

（参考）申告手続の簡素化・効率化の内容

- ・ 引取申告時の申告項目が削減される。
- ・ 引取申告や納税申告が基本的にペーパーレス化される。
- ・ 引取申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略され、その結果、通関に要する時間の計算が可能となり、在庫管理が一層容易となる。
- ・ 納税申告を後日まとめて行うことが可能となる。

(3) 貨物到着前処理の推進

予備審査制

イ. 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、予め税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ. 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(i) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

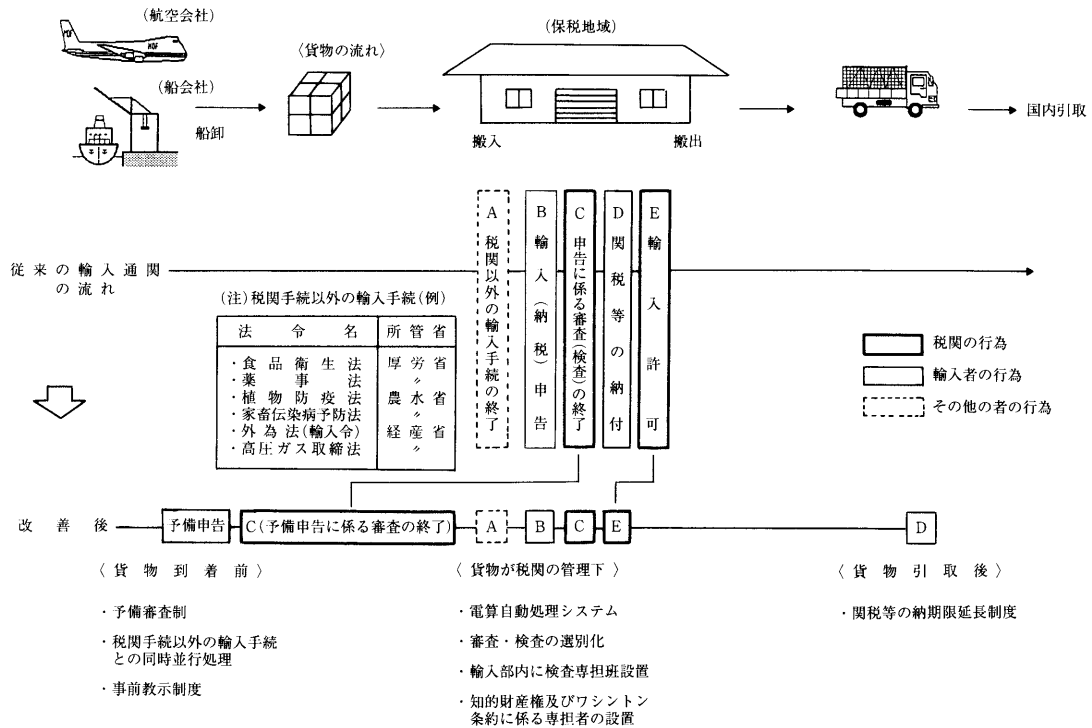
(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸

図1 輸入通関の流れ



入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を船荷証券等の発行後でかつ外国為替相場の公示後から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(vi) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物について組み込まれ、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(vi) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に

講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控え（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控えの提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控えの提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ii) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

(i) 到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた

航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年11月のSea-NACCS 更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

ハ. 予備審査制の効果

予備審査制を利用すれば、貨物到着前（又は税関手続以外の輸入関連手続の終了前）であっても、税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については、保税地域等の搬入後（到着即時輸入許可制度を利用する場合は、到着確認後）速やかに輸入許可が得られることから、輸入貨物の国内の迅速な引取りが可能となる。

また、信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、検査要否が事前に通知されることから、貨物引取りに係る輸送手段の手当等が計画的に行えるなど、事前準備が可能となる。

二. 予備審査制の実施状況

(イ) 入港から輸入許可までの平均所要時間

平成13年3月に実施された「通し」の所要時間調査によれば、入港から輸入許可までの平均所要時間（税関手続以外の輸入関連手続を要しない場合）は、予備審査制を利用しない場合に、海上貨物で3.3日、航空貨物で1.3日要しているが、予備審査制を利用した場合には、海上貨物で2.3日、航空貨物で0.2日と大きく短縮していることから、予備審査制は輸入貨物の迅速な引取りに大きく寄与しているといえる。

(ロ) 利用状況

改善前の平成2年には月平均5千件程度であった本制度の利用件数は、平成14年には月平均43万6千件と大幅に増大している。特に航空貨物については、小口急送貨物の増加等と相まって平成3年には月平均3千件程度であったものが平成14年には月平均約37万5千件と約125倍程度の伸びとなっている。

このように、種々の改善措置により貨物を迅速に引取る必要のある輸入者等にとって有効な制度となっているものと考えられる。

事前教示制度の改善

イ. 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（税番）及び関税率等について照会を行い、その回答を受けることができる制度である。

事前教示制度を利用した場合、事前の輸入予定貨物の関税率等が判明するため、原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率等が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ. 改善措置

文書による事前教示については、日米構造問題協議最終報告に掲げられた輸入手続の迅速化・適正化のための一方策として、平成2年9月及び同年4月に、また規制緩和措置の一環として、平成6年8月に次のような改善措置を講じた。

(1) 有効期限の延長

事前教示回答書の有効期限を3年に延長した。

(2) 分類決定の統一性の確保

各税関が発する事前教示回答書は、全て東京税関総括関税鑑査官が一元的にチェックし、全国共通の登録番号を付したうえで交付。これにより全国共通の回答として全ての税関で尊重することとした。

(3) 異議の申出制度の創設

事前教示回答書に記載された関税率表の税番について疑義がある場合、異議の申出を行える制度を新設した。

(4) 教示内容の安定性の確保

事前教示の回答があった後、当該物品に係る関税率表の分類解釈の変更があり、その変更により輸入者が不利となる場合には、変更後3か月以内に限り当該回答書の税番を尊重することとした。

平成7年以降の改善点としては次のようなものがある。

事前教示回答書の閲覧制度の導入（平成7年）、画像情報検索システムの導入及び閲覧者用端末を利用した閲覧制度の導入（平成8年）、関税週報への事前教示例の掲載（平成9年）、税関ホームページでの公開（平成12年）

事前教示の取扱い件数は平成14年で、文書回答が4,185件、口頭回答が85,786件（インターネットによる回答件数を含む）であり、文書回答、口頭回答共に農水産品・食品（1～24類）及び皮革・

木材・紙・繊維（41類～67類）の件数が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

納期限延長制度の導入

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3ヵ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に担保を提供し、その輸入の時から3ヵ月以内に納期限を延長）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保を提供し、当該月における輸入申告に係る納税額を一括して3ヵ月以内に納期限を延長）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2ヵ月の延長となる。）が盛り込まれた。

平成14年度における納期限延長制度の利用状況は、金額ベースで関税62.0%、消費税65.5%となっている。

担保管理の一元化、共用担保の導入

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより当該税関の所轄内にある税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月より大蔵省税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）により、オンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担

保の一元化を、同年11月には、航空官署を対象に実施された。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

共通担保の導入等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが平成3年10月から、関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができるとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は、「税関長が確実と認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」の提供を可能とした。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

輸入手続関連省庁連絡会議の設置

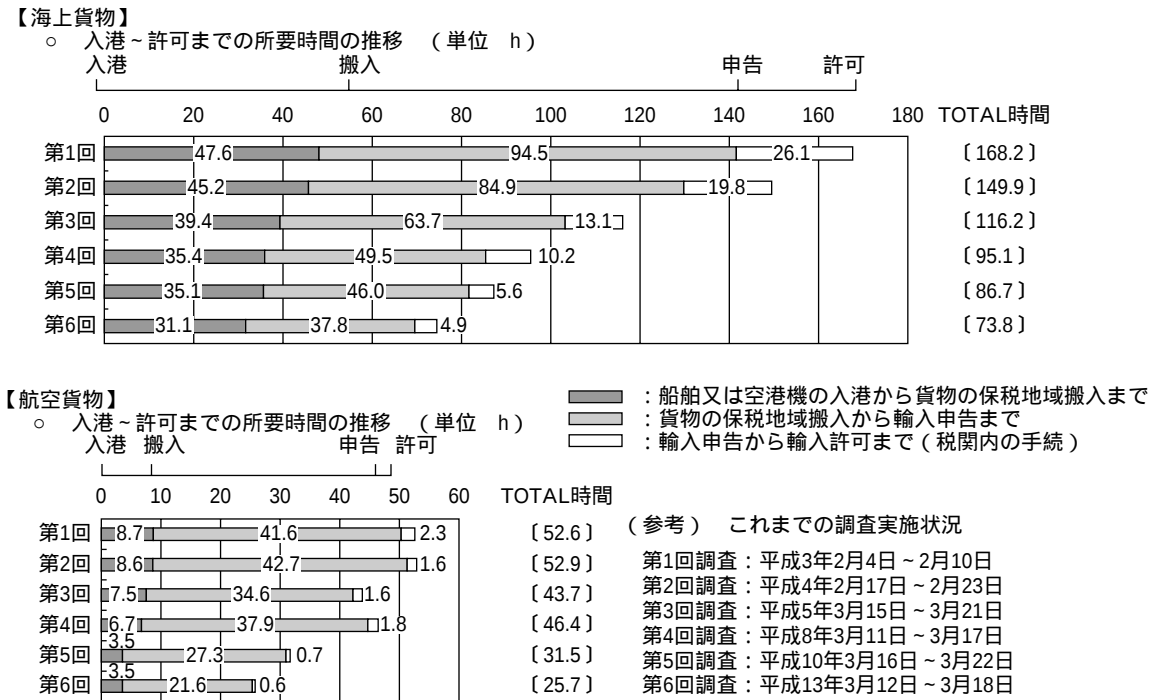
輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として内閣外政審議室、外務省、大蔵省（現：財務省）、厚生省（現：厚生労働省）、農林水産省、通商産業省（現：経済産業省）、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に発足（議長：大蔵省（現：財務省））した。

さらに、各地域における輸入手続関連省庁の緊密な連携・強化を図り、各地域の物流動向に則した迅速化策を実施するため、地方レベルの輸入手続関連省庁連絡会議が設置（平成5年10月）され、全国で開催されている。

税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間

図2 輸入手続の所要時間調査の結果



に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を助成し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

輸入通関手続と他法令手続とのインタフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS (輸入食品監視支援システム)」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK (輸入植物検査手続電算処理システム)」、「ANIPAS (動物検疫検査手続電算処理システム)」と平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行える電子情報処理組織 (JETRAS: 貿易管理オープンネットワークシステム) と財務省・税

関の通関手続システムである NACCS (通関情報処理システム) とのインタフェース化をそれぞれ実施した。

これにより、関税関係以外の法令に基づく輸入手続を必要とする貨物のうち約9割について、NACCS を通じたワンストップサービスによる通関手続が可能となった。

「通し」の所要時間調査の実施

日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を議じていくうえでの参考とするために、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を、輸入手続関連省庁連絡会議において、平成3年2月 (第1回)、平成4年2月 (第2回)、平成5年3月 (第3回)、平成8年3月 (第4回)、平成10年3月 (第5回) 及び平成13年3月 (第6回) の計6回実施した。

第6回の調査結果は次のとおりであり、貨物が到着してから輸入許可されるまでの平均所要時間は、海上貨物では約3.1日、航空貨物では約1.1日となっており、長時間を要している理由としては、土日が入った、関係書類の未入手、荷主が貨物引取り日を指定する等の輸入者側の都合によるものが大きなウエイトを占めており、輸入者が保税地域を物流のストックポイントとしている実態

をうかがうことができる。なお、税関手続に要する平均所要時間（輸入申告から輸入許可までの平均所要時間）は、海上貨物は4.9時間、航空貨物は0.6時間となっている。

(6) ワシントン条約該当物品の水際規制

絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することにより、これら動植物を保護することを目的としており、我が国においては、外国為替及び外国貿易法（輸入貿易管理令）及び関税法により当該条約に該当する動植物の輸入規制が行われている。これにより、税関は、同条約により国際取引が規制されている動植物が不正に我が国に持ち込まれないよう水際における取締りを行っている。

取締り体制

税関においては、ワシントン条約該当物品の水際取締りの実効を確保するため、昭和60年から同条約対象貨物を通関することができる官署を各税関の本関、主たる空港官署及び外国郵便を取り扱う官署（46官署）に限定している。

これら官署には専担者を配置し、識別に必要な資料を整備する等により、適正・迅速な通関が行える体制をとっている。

取締りの現状

ワシントン条約該当物品の税関における輸入差止件数は、平成10年で約1,600件、平成11年で約1,600件、平成12年で約1,700件、平成13年で約1,700件、平成14年で約1,400件となっている。

輸入を差し止めた物品としては、麝香、虎骨等を使用した漢方薬、ヘビやワニの皮革製品、キャビア、ヘビの皮を用いた楽器が、また、生きた動植物では、ラン、サボテン、カメ等がある。

(7) 知的財産権侵害物品の水際規制

概要

税関では、関税定率法第21条第1項第5号において知的財産権侵害物品を麻薬、覚せい剤、けん銃、偽造貨幣等と並んで輸入禁制品としている。知的財産権に係る問題は、ウルグアイ・ラウンドにおいて貿易関連知的所有権交渉として取り上げられ、国際的にも重要性が認識されていたこと、また、内外からの関心の高まりを踏まえ、知的財産権侵害物品の水際取締りを強化するため、同交渉の目指す方向を考慮に入れ、取締通達が改正され、平成4年9月1日より実施された。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、約7年半にわたる交渉の結果、平成6年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）が採択され、平成7年1月から実施された。このWTO協定には、知的所有権に関する国際ルールを規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）が含まれており、我が国においても同協定を実施するため関税定率法を改正し、知的財産権侵害物品の水際取締りをより一層適正かつ効果的に行うために、侵害物品に係る輸入差止申立制度、侵害物品に該当するか否かの認定手続及び輸入差止申立てに係る供託制度等の法整備、通達改正が行われ、平成7年1月1日から実施された。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。

平成14年11月には、権利者による輸入差止申立て等に係る手続の簡素化として、(a)輸入差止申立書等の提出部数を最大120部（署所等への配布用副本を含む。）から最大9部（原本のみ）に大幅に削減し、(b)当該申立書等への輸入統計品目分類番号を必須項目から任意項目に切り替え、(c)当該申立書の添付資料を税関が必要に応じて添付させるという取扱いから申立人が提出したものを税関が受理するという取扱いに変更した。

平成15年度の関税改正においては、知的財産戦略大綱を踏まえて、輸入禁制品に育成者権侵害物品を追加したほか、特許権侵害物品等について輸入差止申立ての対象とするとともにTRIPS協定第53条第2項の規定に沿って通関解放制度を導入し、併せて同項における「暫定的な救済」として特許庁長官意見照会制度を導入するための関税定率法等の改正が行われ、平成15年4月1日から実施された。なお、知的財産権侵害物品の積戻し規制の強化策として、平成15年4月には輸出貿易管理令が改正され、経済産業大臣の輸出承認を要する貨物として、それまでの商標権侵害物品と認定された貨物に加え、税関長による認定手続中の貨物、商標権以外の知的財産権の侵害貨物が対象

となった。

水際取締りの現状

現在、我が国において存在する知的財産権は登録がされているものだけでも約330万件という膨大な数にのぼっている。一方輸入申告等の件数は年間約1,350万件（平成14年）となっている。このような状況の中、迅速な通関処理を確保しつつ、かつ、知的財産権の適正な保護を図るためには、権利について最も多くの情報を有している権利者からの具体的な情報の提供が重要であることから、税関では、知的財産権侵害物品に関する具体的な情報として、権利者からの輸入差止申立て（回路配置利用権については輸入差止情報提供）を受け、これらの貨物を対象として重点的に審査・検査することにより知的財産権侵害物品の水際取締りを行っている。

税関における知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績は、平成11年には1,794件（99.4万点）、平成12年には1,589件（109.9万点）、平成13年には2,812件（101.0万点）と推移しており、平成14年には6,978件（99.3万点）となっている。

平成14年に税関において差止められた知的財産権侵害疑義物品は、輸入申告等の単位でみた件数ベースでは約2.5倍と急増したが、貨物の個数でみた点数ベースでは、ほぼ横ばいとなっている。平成14年の輸入差止の特徴としては、

- イ. 航空郵便を利用して輸入される著名ブランドの商標権を侵害したハンドバッグ等（いわゆる偽ブランド商品）の差止めが急増したこと
 - ロ. 著作権侵害に当たる人気キャラクターを使用した玩具類（ぬいぐるみ等）が大量に差止められたこと
 - ハ. 2002 FIFA ワールドカップが日本・韓国で開催された影響もあり、関連商標を侵害したTシャツ等の衣類の差止めが増加したこと
 - ニ. 仕出地別でみると、件数ベースでは韓国、中国の順で多いが、点数ベースでは中国、韓国の順で多く、中国仕出貨物の点数の増加が顕著であったこと
- などが挙げられる。

知的財産権侵害物品の水際取締りについては、平成15年3月に知的財産基本法が施行されるとともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月8日に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定される等、内外の関心が非常に高

まっていること、また、輸入差止件数及び差止点数も高水準で推移していること等から、今後とも知的財産権侵害物品の水際取締りを一層充実していく必要がある。

[水際取締り手続の概要]

イ. 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供の手続等

(1) 輸入差止申立て

a. 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者及び育成者権者は、自己の権利の内容、権利侵害と認める貨物の品名及びその理由、申立有効希望期間（2年以内）等を記載した輸入差止申立書及び侵害の事実を疎明するための証拠（真正商品と侵害物品の特徴等）を税関長に提出し、当該貨物が輸入されようとする場合に認定手続を執るべきことを申立てることができる。税関は当該申立てのあった貨物を重点的に審査・検査の対象とする。

b. 輸入差止申立てに係る具体的手続

(a) 輸入差止申立書は本関の知的財産調査官に提出することとし、また、複数の税関を対象として、輸入差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税関に対して、まとめて輸入差止申立ての手続を行うことができる。

(b) 輸入差止申立書の提出部数は、特定の税関官署を対象とする場合は当該税関官署を管轄する税関の数とし、全国の税関官署を対象とする場合には9部としている（サンプル等は、申立人に過度な負担でない程度で必要数を求めることがある。）。

(c) 輸入差止申立書には、添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報、真正商品及び侵害物品のサンプル又は写真等を添付させることとしている。

(d) 税関長は、輸入差止申立書に必要事項が記載されており、必要な添付書類等があり、及び侵害の事実が確認できる場合は、輸入差止申立書を受理し、申立人にその旨及び有効期間を通知することとしている。

(2) 輸入差止情報提供

a. 回路配置利用権者は、自己の権利の内容、侵害と認める貨物の品名及びその理由、情報提供継続希望期間（2年以内）等を記載した輸入差止情報提供書及び侵害の事実を疎明するための証拠を税関長に提出することができる。税関は当該情報のあった貨物を重点的に審査・検査の

表 2 税関における知的財産権侵害物品権利別輸入差止件数

(単位 件)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	前年比 (%)
特 許 権	0	0	2	1	7	700
実 用 新 案 権	3	1	0	0	0	—
意 匠 権	58	32	15	14	13	93
商 標 権	1,437	1,719	1,478	2,727	6,859	252
著 作 権	22	55	108	76	108	142
合 計	1,507	1,794	1,589	2,812	6,978	248

(注) 1. 本表には、旅客等の携帯品、別送品に係る輸入差止事例は含まない。
2. 「合計」欄は申告単位の差止件数を示す。1 件の申告等で複数の権利を侵害する場合があるため、各権利欄の件数の合計と「合計」欄の数値は一致しない。

表 3 税関における知的財産権侵害物品品目別輸入差止点数

品 目	主 な も の	単位	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
玩 具 類	ぬいぐるみ、人形	千個	11	40	274	23	230
衣 類	Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、コート	千個	476	658	414	135	219
バ ッ グ 類	ハンドバッグ、財布	千個	37	54	44	84	161
時 計 類	腕時計、置時計	千個	226	32	52	48	55
携帯電話付属品	ストラップ	千個	4	16	13	7	48
身 辺 細 貨 類	ピンバッジ、ネックレス	千個	13	6	32	3	37
帽 子 類	帽子、サンバイザー	千個	43	32	5	4	32
キーホルダー類	キーケース	千個	0	2	23	312	13
靴 類	スニーカー、スポーツシューズ、サンダル	千個	0	49	0	8	4
文 具 類	手帳、ボールペン	千個	5	0	161	338	2
ベ ル ト 類	ベルト、留め具	千個	1	0	0	0	1
上記以外の品目	布製品、衣類付属品	千個	189	105	82	49	193
合 計 (差 止 件 数)		千個 (件)	1,006 (1,507)	994 (1,794)	1,099 (1,589)	1,010 (2,812)	993 (6,978)

(注) 1. 本表には、旅客等の携帯品、別送品に係る輸入差止事例は含まない。
2. () 内の差止件数は、申告単位の差止件数を示す。

対象とする。

b. 輸入差止情報提供に係る具体的手続は、輸入差止申立手続に準ずることとされている。

ロ. 認定手続関係

(イ) 認定手続は、1 月以内を目途に終了することとしている（特許権、実用新案権又は意匠権の場合は後記二及びホのとおり。）。

(ロ) 認定手続に際しては、輸入者及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができることとし、その期間は、認定手続開始通知の日の翌日から起算して10日（育成者権に係る腐敗しやすい物品については3日）以内としている。な

お、やむを得ない事情がある場合に限り、この期限の延長が認められる。

(ハ) 輸入者及び権利者から提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を侵害認定の基礎とする場合には、その証拠について輸入者及び権利者に弁明の機会を与えた後、証拠として採用することとしている。

(ニ) 輸入差止申立書が受理されている権利に係る疑義貨物について輸入者又は申立人が疑義貨物の点検をする場合には、税関官署内又は保税地域内で知的財産調査官等立会いのもと実施することとしている。

八. 輸入差止申立てに係る供託等

(イ) 供託命令

- a. 疑義貨物について、認定手続をとった後において、申立人と輸入者の意見が対立し、侵害物品か否か認定し難い場合及び育成者権に係る腐敗しやすい物品の場合には税関長は申立人に対し、期限を定めて金銭の供託を命令することとしている。
- b. 供託を命ずる額は、予想される認定手続期間中の倉庫保管料、逸失利益その他の損害額を合算して算出することとしている。
- c. 申立人には、供託命令を行った税関官署の最寄りの供託所に金銭等を供託させることとしている。

(ロ) 供託に代わる契約（支払保証委託契約）

- a. 支払保証委託契約の相手方となる具体的金融機関として、銀行、信用金庫、損害保険会社等を指定している。
- b. 申立人が支払保証委託契約を締結した場合には、契約書の写し（原本と相違ないことを証明したもの）を税関長に提出させることとしている。

(ハ) 権利の実行

権利の実行を行う場合には、損害賠償請求権を証明する書類として、次のいずれかの謄本等を税関長に提出させることとしている。

- a. 民事執行法第22条第1項に規定する債務名義（確定判決等）
- b. 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決もしくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- c. 貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面
- d. 上記 a から c までに掲げるものに類するもの

二. 特許庁長官意見照会

特許権、実用新案権又は意匠権に係る申立人は、認定手続開始通知を受けた日から10日を経過する日（行政機関の休日を含まない。）までの間（税関長がこの間に延長の通知を行った場合は、20日を経過する日（行政機関の休日を含まない。））までの期間（認定手続中）に、当該物品が権利を侵害するか否かに関し、特許発明の技術的範囲等について、特許庁長官にその意見を聴くよう、税関長に求めることができる。

税関長は、意見照会の請求があったときは、侵害行為を組成する物又は方法の具体的な態様を明らかにした上で、特許庁長官意見照会を行う。貨物の現況等で認定できるときや自発的処理が行われたとき等は特許庁長官意見照会を行わないこともでき、回答があるまでの間に該当認定が行われたとき等は特許庁長官の回答を不要とする。なお、特許庁長官意見照会の回答があるまでは、非該当認定は行わない。

特許庁長官は、特許庁長官意見照会があった日から30日以内に書面で回答しなくてはならない。回答内容は申立人及び輸入者に通知され、これらの者は、税関長に対する意見陳述又は証拠提出ができる。

ホ. 通関解放

特許権、実用新案権、意匠権に係る申立てに係る特許権等侵害物品の疑いがあるとされた物品の輸入者は、上記二の特許庁長官意見照会の請求ができる期間を経過した日、又は、特許庁長官意見照会が行われた場合にはその回答が通知された日から10日を経過した日のいずれか遅い日（認定手続中）以後、当該物品の通関解放を求めることができる。

税関長は、輸入者から通関解放の求めがあったときは、期限を定めて、輸入により権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保する金銭（以下「通関解放金」という。）の供託を命じ、期限内にその供託を確認したときは、認定手続を取りやめることとなる。

税関長は、申立人に、訴訟を提起するのに必要な輸入者の名前と住所を通知する。ただし、申立人は、当該情報をこれらの訴訟の提起の目的以外の目的に使用することはできない。通関解放金については、申立担保と異なり、供託を命ずる金額は、特許権等のライセンス料に相当する額を原則（場合により当該物品の販売による利益額）とするともに、権利者に通関解放が行われた旨の通知があった日から起算して30日以内に、権利者が、損害賠償請求又は差止請求の訴えを提起しなかった場合に、輸入者が通関解放金を取り戻せる（上記期間内は権利者が証明をした書面の税関長への提出が必要）。税関長は、期限を定めて権利者に照会し、提訴した旨回答があった場合は訴状の写しの提出を求め、期限内に回答がなければ提訴がなかったものと推定する。

へ. その他

(イ) 輸入者による自発的処理の取扱い

認定手続中の疑義貨物及び侵害物品に該当するとの認定を受けた貨物について、輸入者に自発的処理（廃棄、滅却、任意放棄、権利者の同意書取得又は侵害部分の除去等）を認めることとしている。

(ロ) 侵害物品の没収

侵害物品に該当するとの認定をした貨物については、当該認定に関する税関長に対する異議申立てが可能な期間中（２か月間）は自発的処理を認めることとするが、輸入者が当該期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合は、原則として当該貨物を没収して廃棄することとしている。

(ハ) 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供内容の公表

輸入差止申立て及び輸入差止情報提供の現況について、申立人氏名又は名称、連絡先、権利の内容及び侵害物品の品名を一か月毎に公表することとしている。

輸入差止申立書及び輸入差止情報提供書の公表は、善意の輸入者が、申立て及び情報提供に係る侵害物品を誤って輸入し、不測の損害を被ることを未然に防止するとともに、侵害物品の輸入を抑制し、輸入者、権利者双方の利益を考慮したものである。

3. 輸出通関手続の現状

(1) 輸出通関業務をとりまく環境

輸出通関の現状

平成14年における輸出許可件数は、約1,136万件（対前年比11.0%増）となっており、最近5年間の平均伸率を見ると、輸出許可件数は3.6%増（航空貨物5.6%増、海上貨物0.3%減）となっている。

輸出貨物は、我が国の産業構造の変化を反映して高度技術化、多様化が進むなど、質的にも複雑化してきている。更に物流の迅速化の要請を背景として貨物のコンテナ化の進展とともに、小口急送貨物を含む航空貨物の伸長など物流形態は大きく変化してきている。

このような状況の中、NACCSを通じて迅速かつ円滑な輸出通関を図る一方、適正通関の観点からは、社会的、国際的問題に発展する可能性の高い輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別

表第1 関連貨物等の不正輸出の防止を輸出通関業務の重点課題として取り組んでいるところである。

不拡散型輸出規制等の動向

(イ) 核兵器等の拡散防止に関する国際的枠組み イ. 核不拡散関係

核兵器の不拡散に関するレジーム（国際的な枠組み）としては、核不拡散条約（NPT: Nuclear Non-proliferation Treaty）、原子力供給国会合（NSG: Nuclear Suppliers Group）が挙げられる。

核不拡散条約は、核兵器保有国による核兵器の他国への譲渡及びその製造についての核兵器非保有国に対する援助の禁止等を目的として昭和45年に発効した条約で、我が国は昭和51年に批准した。平成15年6月時点で188カ国が批准している。

原子力供給国会合は、核原料物質、核専用設備等の輸出を規制するために昭和52年に発足したグループ・パート1及び核兵器の製造に使用される可能性のある製造設備等の輸出を規制するために平成4年に発足したグループ・パート2に分かれており、我が国はいずれのグループにも発足当初から参加している。平成15年6月時点でグループ1及びグループ2とも40カ国が参加している。

ロ. 化学兵器・生物兵器不拡散関係

化学兵器・生物兵器不拡散関係のレジームとしては、オーストラリア・グループ（AG: Australia Group）、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（CWC: Chemical Weapons Convention）及び生物兵器禁止条約が挙げられる。

オーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として化学兵器・生物兵器の原材料、製造設備等の輸出を規制するために昭和60年に発足し、我が国は発足当初から参加しており、平成15年6月時点で33カ国が参加している。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約は、現有の化学兵器を全廃するとともに、開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用を禁止し、大量破壊兵器の一つである化学兵器の拡散を防止することを目的として平成4年の国連総会において採択され、我が国は平成7年に同条約を批准している。平成8年10月にハンガリーが65カ国目として同条約を批准したことから、平成9年4月に発効し、平成15年6月時点で152カ国が批准している。

また、生物兵器禁止条約は、化学兵器及び生物

兵器の戦時における使用を禁止した大正14年のジュネーブ議定書を受けて、平時においても生物兵器の開発、生産、貯蔵を禁止するとともに、既に保有する生物兵器を廃棄することを目的として作られた条約であり、昭和47年に採択され、昭和50年に発効し、平成15年6月時点で147か国が批准している。

ハ. ミサイル等不拡散関係

ミサイル等不拡散関係のレジームとしては、昭和55年代初頭、ミサイル開発が活発化してきたことを背景に、核兵器の運搬のみならず、化学兵器、生物兵器を含む全ての大量破壊兵器の運搬が可能なミサイル、部品、製造設備等の輸出を規制するために1987年に発足したミサイル関連資機材・技術輸出規制（MTCR: Missile Technology Control Regime）がある。我が国は発足当初から参加しており、平成15年6月時点で33か国が参加している。

(ii) 大量破壊兵器等の不拡散のためのさらなる取組み（キャッチオール規制）

前述の輸出規制をさらに補完するために、我が国では平成8年10月、大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（KNOW 規制）が導入された。

しかし、この「補完的輸出規制」は、前述の各種枠組みの規制の対象外となっている大量破壊兵器等のスペックダウン品・汎用品をリスト化（87項目）し、リストに該当するものを規制対象としていたため、このリストから外れるものは規制されていなかった。しかし、欧米諸国が既に全品目をカバーする制度（「キャッチオール規制」）を導入しており、世界情勢を考えても、国際協調の観点からも問題があること、平成13年9月に発生した同時多発テロ事件後、テロリストによる生物・化学兵器の使用リスクが著しく高まったことから、平成14年4月に、我が国においても欧米と同様のキャッチオール規制が導入された。

このキャッチオール規制は、米国、EU等（25か国）を除く全地域へ輸出される原則全貨物（食料品、木材等を除く。）を規制対象品目とし、その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるときに該当する場合、許可申請が必要となる。

但し、必ずしもその全てが核兵器等の開発等に転用されるとは限らないため、輸出者の自主管理において、その貨物が核兵器等の開発等若しくは、それに関連の深い行為に使われないことが明らかとなるときは許可申請は不要となる。

或いはその貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、許可申請が必要となる。

(iii) 通常兵器及び関連汎用品・技術に関する新たな国際的輸出管理体制であるワッセナー・アレンジメント（TWA）の設立について

東西冷戦の終結に伴い、ココム規制は平成6年3月末をもって終了したが、同規制の終了に当たっては、

- (a) 地域紛争防止の観点から、武器と関連汎用品を扱う新たな輸出管理体制を設置すべく交渉を行う。
- (b) ココム終了から新体制設立までの間、各国は暫定的に「現行ココム規制について全地域を対象とした規制を行う能力を維持する」等の規制を実施する。

ことが併せて合意された。

上記(a)に係る交渉は、ロシアの対イラン武器売却問題を巡って難航していたが、平成7年12月にオランダのワッセナー（ハーグ市近郊）で開催された会合において、新輸出管理体制の設立に係るアレンジメント（ワッセナー・アレンジメント）について基本的な合意がなされた。

更に、平成8年7月に開催された会合において、規制品目の詳細等について最終的な合意がなされ、各国が本アレンジメントに基づく規制を1996年11月を目途に開始することで合意し、本アレンジメントが正式に発足することとなった。これを受けて、我が国では平成8年9月、輸出貿易管理令を一部改正し、本アレンジメントの規制対象である通常兵器等を輸出貿易管理令別表第1第1項及び第5項～第15項に規定し、輸出管理している。

イ. ワッセナー・アレンジメントの目的

通常兵器及び関連汎用品の移転に関する透明性を増大させ、また、より責任ある管理を実現することにより、地域の安定性を損なうおそれのある通常兵器の過度の移転と蓄積を防止することを目的としている。

ロ. 規制対象地域

ココムにおいては、特定地域（旧共産圏）向け

の輸出（迂回輸出を含む）を規制対象としていたが、本アレンジメントにおいては、全ての地域を規制対象としている。

ただし、当面、懸念４カ国（イラン、イラク、リビア、北朝鮮）向け輸出については厳格な規制を実施することが先進国共通の認識となっており、我が国もこれに従い厳格な規制をしている。

八. 参加国

ココムの参加国は西側諸国に限定されていたが、本アレンジメントでは、ロシア等の旧共産圏諸国も不拡散政策、輸出管理能力等種々の要素を勘案の上参加できることとなっており、平成15年6月時点で33カ国が参加している。

二. ワッセナー・アレンジメントの下での輸出管理

ココムでは、機微な品目に係る輸出の可否の最終判断は、バリ事務局において各国代表からなる定期会合における全会一致で決定していたが、本アレンジメントでは、これを各国の裁量に委ね、参加国は情報交換による政策協調（ソフトな協調）を行うこととなっている。

(iv) キャッチオール規制

大量破壊兵器等の拡散防止のための輸出規制に加え平成8年10月から大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（いわゆる「KNOW 規制」）が導入されていた。

しかし、本規制においては、

大量破壊兵器等の規制対象貨物のスペックダウン品のみを規制対象としていたことから、これら以外のものは規制することができないこと

欧米諸国が既に全品目をカバーする制度（「キャッチオール規制」）を導入しており、国際協調の観点から問題があること

平成13年9月に発生した同時多発テロ事件後、テロリストによる生物・化学兵器の使用リスクが著しく高まったこと

から、平成14年4月より、我が国においても欧米と同様のキャッチオール規制が導入された。

このキャッチオール規制は、KNOW 規制で限定していた対象貨物を原則全ての貨物（食料品、木材等を除く）に拡大し、その貨物を米国等25カ国以外に輸出する場合には、輸出者は自主的に

契約書若しくは入手した文書等により、輸出しようとする貨物が核兵器、化学兵器若しくは生物兵器等の開発、製造、使用若しくは

貯蔵等のために用いられるおそれがないか

最終荷受人が経済産業省が公表している海外要注意者に該当しないか

貨物が核兵器等の開発等若しくは、それに関連の深い行為に使われないことが明らかであるか

の確認を行わなければならないとしており、核兵器等の開発等に関わることが判明すれば、事前に経済産業大臣の許可を必要としている。

なお、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、許可申請が必要となる。

(2) 輸出通関手続の改善の現状

規制緩和推進計画において適正な通関を確保しつつ、輸出者等からの一層の迅速化・簡素化の要請に応えるため、

包括事前審査制度に係る適用手続の簡素化（平成7年12月）

自動車の本船積み込み後の輸出申告の容認（平成8年3月）

個人輸入に係る違約品等の戻し税手続の簡素化（平成8年4月）

輸出申告時における提出書類の簡素化（平成9年4月）

航空貨物用輸送器具に係る輸出手続の簡素化（平成10年3月）

少額貨物に係る社内帳票による簡易輸出通関制度の導入（平成10年4月）

輸出包括事前審査制度の拡充（平成13年3月）

等の措置を講じてきているところである。

4. 通関業務の電算化

(1) はじめに

日本経済の国際化の進展により輸出入貨物は増加の一途を辿り、それに伴い税関における貨物の輸出入申告件数が飛躍的に上昇した状況の下、国際化の進展に必要な不可欠である円滑な物流を確保するためには、迅速な通関を実施することが求められている。

一方、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品や知的財産権侵害物品等の取締り強化に関する社会的要請も高まってきていることから、同時に適正な通関を実施することも求められている。

この相反する要求を効果的に実施するため、税

関業務の中軸をなす通関業務について、その多くを通関情報処理システム（Nippon Automated Cargo Clearance System）により処理しており、また、通関業務を適正に行うことに資するため、通関情報総合判定システム（Customs Intelligent Database System）を導入している。

これらのシステムにより迅速かつ適正な通関を実現し、また物流の円滑化に成果を挙げている。

(2) 通関情報処理システム

通関情報処理システム（Nippon Automated Cargo Clearance System 以下「NACCS」という）とは、税関及び関連民間業者の事務所等に設置された入出力装置（端末機）と、財務省の認可法人である通関情報処理センターが運営・管理するホストコンピュータとを電気通信回線で結び、税関諸手続をオンラインで処理するシステムである。

現在、NACCS には、航空貨物を処理する「航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）」及び海上貨物を処理する「海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）」の2種類がある。

NACCS には大量の輸出入申告を迅速かつ適正に処理するため、絶えず変動する各国通貨の為替レートの照会、特惠税率適用の照会、関税等の税額計算といった申告手続を補助する機能のほか、不正取引が行われる可能性が低い貨物（ロー・リスク貨物）とそうでない貨物（ハイ・リスク貨物）とを自動的に選別する機能を有しており、ロー・リスク貨物と判断された申告については、瞬時に輸入の許可を受けることができる。さらに平成8年4月には、航空貨物について到着即時輸入申告扱い制度が導入され、端末を通じて事前に必要とされる情報を Air-NACCS に登録しておけば、航空機から取卸された貨物を即座に輸入許可とすることも実現されている。

Air-NACCS、Sea-NACCS とともに通関処理を迅速かつ適正に処理することを主な目的として導入されたコンピュータシステムであり、以下に同システムによる輸出手続の概要を示す。

- (a) 通関業者が端末機から申告に必要な事項を入力
- (b) ホストコンピュータが通貨換算、課税計算等を処理し、申告内容を完成
- (c) 通関士が申告内容を確認し、ホストコンピュータに送信（輸出入申告）
- (d) ホストコンピュータが審査区分を選定。簡易

審査扱いとなった貨物で、税金のかからないもの、口座振替または納期限延長が選択された貨物は即時許可

- (e) 書類審査、検査扱いの貨物は、端末機に出力された申告控と共に必要書類を税関に提出
- (f) 提出書類に基づく審査、検査ののち、税関が端末機から審査終了を入力。納税の不要な貨物はこの段階で許可。納税が必要な貨物は納税確認後に許可となる

導入の背景

昭和45年代前半、日本経済の発展に伴う貿易量の増加、特に航空機の大型化による航空貨物の増加が顕著となり、増加する航空貨物に対して受け入れ側の施設の増強が追いつかず、貨物の取扱いに混乱を生じる事態に至っていた。

一方、行政改革の一環として公務員数を抑制する政策が打ち出されたことから、申告件数の増加に見合う税関職員の増加は見込めない状況であった。

このような背景から、通関情報処理システムの開発構想が持ち上がり、当時もっとも緊急性の高い航空貨物の輸入手続についてコンピュータ化を導入することが決定されたものである。

導入及びその後の展開

Air-NACCS が成田空港に導入されたのは、成田空港が開港して間もない昭和53年8月のことで、世界で5番目の本格的な通関システムとして、東京税関成田税関支署、東京航空貨物出張所（市川市原木）及び成田・原木地区の航空会社、保税蔵置場、混載業者、通関業者及び銀行の事務所に設置された。

その後、昭和55年11月には伊丹空港に展開し、さらに昭和60年には既存の輸入手続業務に加え、新たに航空貨物代理店を利用者に加えて輸出手続業務を開始し、その後も順次対象地域を拡大、平成15年7月現在、7税関10空港を含む33地区に導入されている。

Air-NACCS については現在、輸入については入港から貨物の取卸し、輸入の許可を経て国内に引き取られるまでに生じる一連の税関手続及び関連民間業務について、輸出については航空貨物が保税地域に搬入され、輸出の許可を経て航空機に搭載されるまでに生じる一連の税関手続及び関連民間業務についてオンライン処理している。

一方、Sea-NACCS が導入されたのは平成3年10月のことで、当初は東京港、横浜港、川崎港に

導入され、翌年10月にはさらに神戸港、大阪港、堺港、名古屋港に展開された。

Sea-NACCS についても、その後対象地域を拡大していき、平成11年10月に実施された Sea-NACCS の更改に伴い、海上貨物を取扱う全地区に対象地域が拡大された。

さらに更改に伴い、UN/EDIFACT (United Nations/Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport : 行政、商業及び運輸のための電子データ交換国連規則集) を、主として出入港届、積荷目録提出などの船舶関連業務に採用した。

Sea-NACCS については現在、輸入については入港から貨物の船卸し、輸入申告・許可、国内への引取りまで、輸出については、貨物の保税地域への搬入から、輸出申告・許可、船積み、出港までの一連の税関手続についてオンライン処理されている。(図1、2参照)

(3) 航空貨物通関情報処理システム (Air-NACCS)

Air-NACCS は、航空会社、保税蔵置場、混載業者、通関業者、航空貨物代理店、機用品業者、銀行及び税関に設置された端末機とホストコンピュータとを通信回線で結び、輸出入航空貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するオンラインシステムである。

対象地域

平成15年7月1日現在、新千歳空港、山形地区、仙台空港、塩釜地区、宇都宮地区、つくば地区、新東京国際空港、原木地区、船橋市川地区、東京国際空港、東京地区、立川地区、山梨地区、前橋地区、横浜地区、川崎地区、諏訪地区、沼津地区、浜松地区、名古屋空港、名古屋中地区、小松空港、福井地区、京都地区、滋賀地区、関西国際空港、大阪地区、神戸地区、広島空港、広島地区、岡山空港、福岡空港、博多地区の10空港を含む33地区を対象地域としている。

利用者

平成15年7月1日現在、航空会社、保税蔵置場、混載業者、航空貨物代理店、通関業者、機用品業者、銀行及び税関を合わせ、250社となっている。

稼働時間

通年稼働しており、停止日はないが、システムメンテナンスのため午前4時30分から午前5時までの30分、オンライン稼働を停止している。

機器構成

ホストコンピュータとして汎用大型コンピュータ2台を使用し、端末機については平成13年10月の更改 Air-NACCS 稼働以後、専用端末は廃止され、市販のパソコン等を使用している。

対象業務

- ・輸入にあつては航空機の入港から貨物の取卸し、輸入申告・許可、国内引き取りまで
- ・輸出にあつては貨物が保税地域への搬入から、輸出申告・許可、航空機へ搭載出港までの間に必要な税関手続等が対象となっている。

(4) 海上貨物通関情報処理システム (Sea-NACCS)

Sea-NACCS は、船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、通関業者、銀行及び税関に設置された端末機とホストコンピュータとを通信回線で結び、輸出入海上貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するオンラインシステムである。

対象地域

平成11年10月における更改 Sea-NACCS の稼働以後、海上貨物を取扱う地域全てを対象地域としている。

利用者

平成15年7月1日現在、船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、通関業者、銀行及び税関を合わせ、994社となっている。

稼働時間

通年稼働しており、停止日はないが、システムメンテナンスのため午前2時から午前4時までの2時間、オンライン稼働を停止している。

機器構成

ホストコンピュータとして汎用大型コンピュータ2台を使用し、端末機については平成11年10月の更改 Sea-NACCS 稼働以後、専用端末機は廃止され、市販のパソコン等を使用している。

対象業務

- ・輸入にあつては入港、貨物の船卸しから輸入申告・許可、国内に引き取られるまで
- ・輸出にあつては貨物の保税地域への搬入から輸出申告・許可、船積み、出港までの間に必要な税関手続等を対象としている。

図1 NACCS 対象業務（輸出）

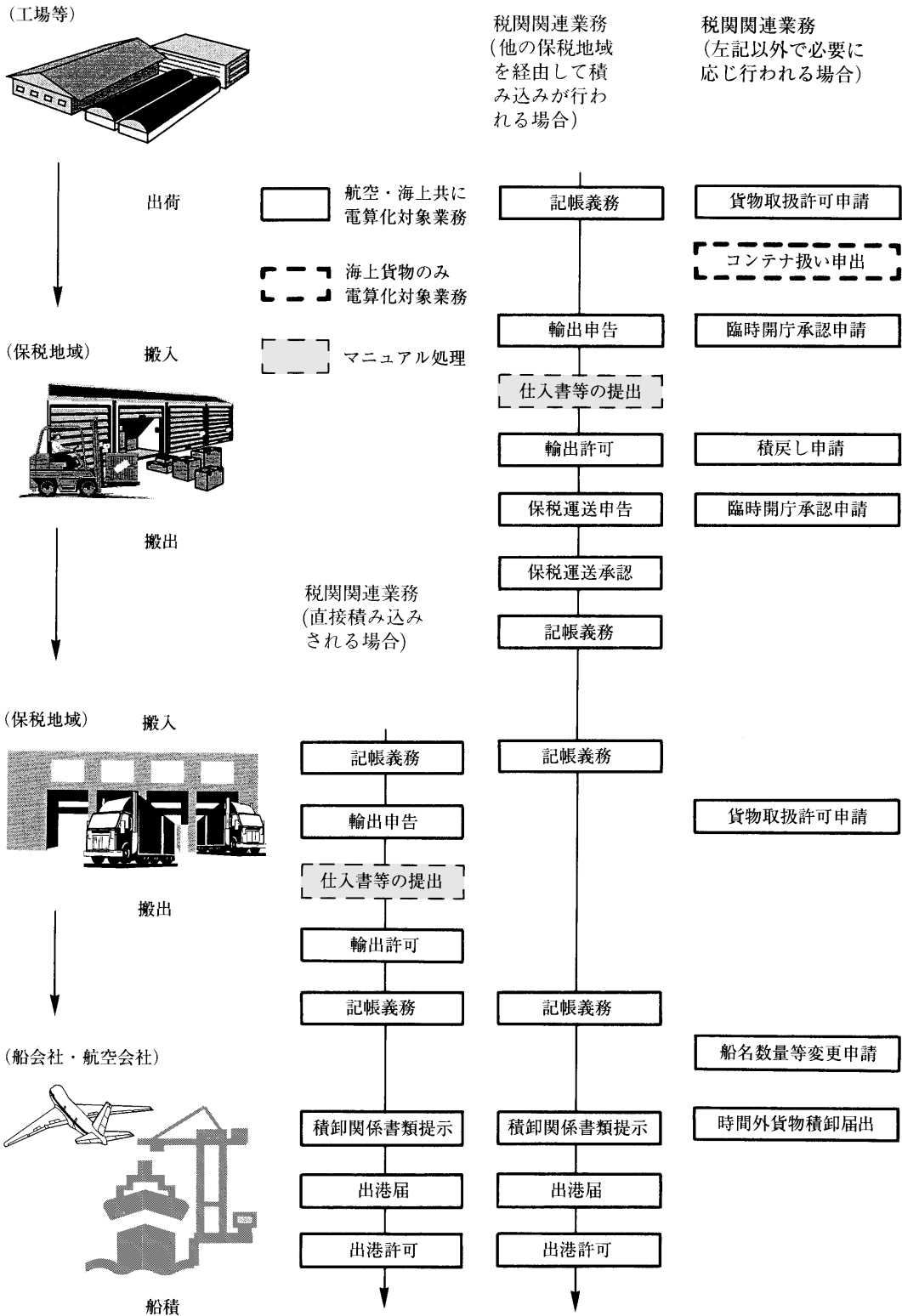
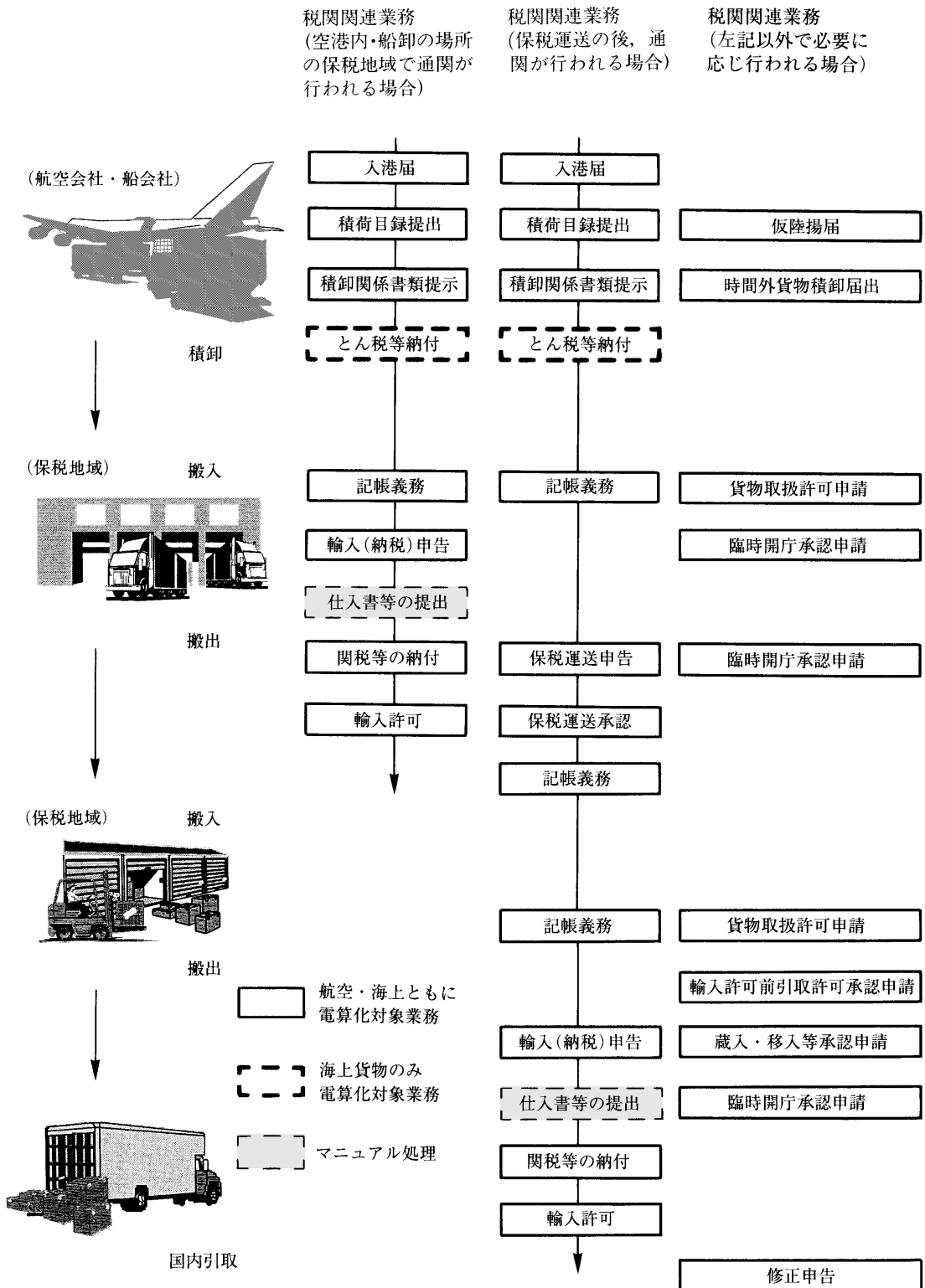


図2 NACCS 対象業務 (輸入)



(5) 他省庁システムとのインタフェース化

輸入手続全体の更なる簡素化という観点に加え、行政手続にかかる申請者の負担を軽減する手段として手続の電子化を推進すると共に、複数の省庁にまたがる手続についても極力その負担を低減化しようとする施策を政府として取り組むこととされた。このため、NACCS 端末から他省庁所管の輸入関連手続についても電子的な申請を可能とし、税関への輸入申告手続と他省庁手続とを同時並行的に処理するめ、平成9年2月、厚生労働省所管の食品衛生法に基づく「輸入食品監視支援システム」を始めとして、同年4月には農林水産省所管の植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく「輸入植物検査手続電算処理システム」「動物検疫検査手続電算処理システム」とのインタフェース化を実現した。

これにより NACCS の利用者は税関への輸入申告と並行して、NACCS の端末機を使用して食品衛生法に基づく届出手続や植物検疫法、家畜伝染病予防法に基づく検査手続の申請を行うことが可能となり、事実上のワンストップサービス（1つの窓口で関連する複数の行政手続の受付を行うサービス）をわが国で初めて実現した。

また、平成11年10月の更改 Sea-NACCS の稼働により、国土交通省が開発した港湾 EDI システムとの間において、Sea-NACCS で取扱う入出港届と港湾 EDI システムで取扱う入出港届のコード、電子様式を共通化し、申請者の入力事務の負担軽減が図られた。

さらに平成14年1月には、複数の行政機関に共通する入出港手続について同一の回線・端末を利用して1回の入力で各行政機関への手続を行えるようワンストップサービスを推進すべく同港湾 EDI システムと通関情報処理システムとを接続した。

平成14年11月、経済産業省が平成12年4月より運用を開始している外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続を処理する「貿易管理オープンネットワークシステム」との連携が実現した。

(6) net-NACCS (NACCS のインターネットによる利用) 開始

政府により世界最先端の IT 国家を目指すことを目標とする「e-JAPAN 重点計画」「e-JAPAN 2002 プログラム」が掲げられ、行政手続きの電子化について「国民等と行政との間の実質的に全て

の申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」との方針が示され、いわゆる電子政府の実現に向けてインターネットの積極的な利用が促進されている。また、インターネットは近年、急速な勢いで技術革新が進められており、インターネットバンキングの実現に見られるように性能面・セキュリティ面も飛躍的に向上している。

さらに、これらを背景として、最近では低廉な料金で常時接続できるようなインターネット網の整備が急速に進められ、インターネットの普及率も着実の増加している。

このような社会的・技術的な背景、また、NACCS 利用者からの NACCS 専用線網の他にインターネット接続を NACCS においても実現すべきとの要望等に応えるため、平成15年3月に NACCS へのインターネット接続によるサービスの提供が開始された。

これにより、利用者における利便性向上が図れたとともに、NACCS へのより参加しやすい環境が実現された。

(7) 通関情報総合判定システム (CIS)

システム開発の背景

我が国経済の発展に伴い輸入申告件数は飛躍的に上昇したが、これらの申告を限られた税関職員で迅速かつ適正に処理していくためには、不正申告の可能性が高い貨物について重点的に審査・検査を行う一方、その可能性の低い貨物については審査を極力省略する等、通関手続の重点化・効率化を図る必要があった。

従来からも通関部門においては、仕出国、品名等に基づきこのような重点化・効率化を図ってきたが、これは各税関職員の経験や勘によるところが大きかった。

そのため、通関手続の重点化・効率化を一層進めるためには、過去の膨大な輸入実績等のデータを有効利用することが不可欠であり、その実現にはコンピュータにより一元的・系統的にデータを蓄積、分析、加工するためのシステムの開発が不可欠であった。

そして諸外国のシステムを調査、研究した結果、諸外国ではこのような処理を行うシステムを、輸出入通関システムとは別個に置くことによって適正通関を確保していることが明らかになった。

以上のような経緯から、平成3年10月 Sea-NACCS の稼働により輸入貨物の大半が電子情報

化されることを契機に、コンピュータを利用したデータベースシステムとして、通関情報総合判定システム (Customs Intelligent Database System) が導入された。

システムの概要

CIS は、輸出入通関実績、船舶入出港実績等に関する情報を蓄積し、整理保管することが可能なシステムである。当該システムの端末機を全国の税関官署に配備することにより、情報の分析・加工・管理体制を整備、強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを行っている。

(8) 税関手続申請システム (CuPES)

システム導入の経緯

「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」(平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)に基づき「大蔵省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」(平成12年9月29日大蔵省行政情報化推進委員会了

承)が定められたことから、税関関連の申請・届出等手続についての電子化を実現するため、平成15年3月より税関手続申請システム(「CuPES(カベス)」)が導入された。

システムの概要

CuPES を利用しようとする者は、あらかじめ最寄の税関に届け出て利用者の登録を受け端末ソフトの交付を受けることにより、インターネット接続又はダイヤルアップ接続を利用して CuPES による申請・届出等手続が行うことができる。また、NACCS 利用者は NACCS 回線を利用して申請・届出等手続を行うことも可能である。

輸出入申告手続

CuPES を利用することにより、輸出入申告手続を電子的に行うことが可能となっており、また、輸出入申告に際して税関に提出することとされている仕入書(インボイス)について電子的に提出することが可能となった。

第4. 事後調査事務の概要及び保税行政の現状

1. 事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により事後調査部門がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大する一方、物流の迅速化が進む中、輸入通関の迅速化が強く要請され、適正通関を確保する上で、事後調査の役割は一層重要となってきた。

(1) 調査の目的

関税の申告納税制度は、適正かつ公平な課税の実現を申告納税義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものであるが、必ずしも申告が法令の規定に従って正しく行われているとは限らない。

事後調査は、輸入貨物に係る納税申告が、関税法等関税に関する法令の規定に基づいて正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的としている。

(2) 調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入貨物について輸入者その他の関係者に質問し、又は輸入貨物に係る帳簿書類等の検査ができる旨規定されている。

なお、この質問検査権は、犯則調査のために認められたものではない。

(3) 調査の方法

事後調査は、輸入者の事業所等に臨場し、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等を調査する等により行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否、品目分類の適否及び不当廉売等に関する調査並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の4の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

(4) 平成14事務年度(平成14年7月～平成15年6月)の調査実績と非違の傾向

平成14事務年度において、全国の税関が調査した結果は表1のとおりであり、申告漏れ課税価格は985億円で、追徴税額は78億円であった(追徴

表 1 実地調査の状況

		平成14事務年度	対前年度比	平成13事務年度
実地調査を行った輸入者		5,011者	- 0.9%	5,056者
非違のあった輸入者		2,845者	+ 0.9%	2,822者
非 違 の 割 合 /		56.8%	+ 1.0%	55.8%
申 告 漏 れ 課 税 価 格		985億952万円	+ 3.0%	956億1,009万円
追 徴 税 額	関 税	24億925万円	+ 12.3%	21億4,509万円
	うち加算税	1億8,646万円	+ 17.7%	1億5,845万円
	消 費 税	54億847万円	+ 4.4%	51億8,111万円
	うち加算税	3億6,026万円	+ 22.2%	2億9,475万円
	計	78億1,772万円	+ 6.7%	73億2,620万円
	うち加算税	5億4,673万円	+ 20.6%	4億5,320万円

表 2 追徴税額が多い上位 5 品目

順 位	品 目		追 徴 税 額	関 税	消 費 税
1	85類	電 気 機 器	14億2,204万円	1,760万円	14億444万円
2	84類	機 械 類	9億278万円	—	9億278万円
3	62類	織 物 衣 類	6億5,118万円	4億1,782万円	2億3,336万円
4	61類	編 物 衣 類	5億1,409万円	3億5,061万円	1億6,349万円
5	22類	飲 料 等	4億2,452万円	2億6,654万円	1億5,798万円

税額には、加算税を含む)。

追徴税額の大きい上位 5 品目 (関税分類ベース) は表 2 のとおりであるが、これら 5 品目で全体の非違の53.8%、(増差税額ベース) を占める。

主な申告漏れの内容は、海外生産のために無償で提供した原材料費用の申告漏れ、インボイス上の決済金額以外の貨物代金の申告漏れ、ロイヤルティの申告漏れなどとなっている。

2. 保稅行政の現状

(1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関稅債權の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域制度、保稅運送制度等がある。

ア 保稅地域制度

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積み込みに当たっては、貨物を一旦、保稅地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て(輸入の場合は、原則として、更に関税、内国消費税を納めた後に) 税関長の許可を受ける

必要がある。このように、保稅地域には、輸出入貨物の取締りの適正を期するとともに、輸入貨物の関税等の徴収を確保する目的がある。

また、外国から日本に到着した貨物で税関の輸入許可を受ける前の貨物が保稅地域にある間は、関税等の納付が留保され、また、保稅地域の種類によっては外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく、再び外国に向けて積み戻すことや外国貨物のまま展示することができるなど、取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役立っている。

保稅地域には、機能別に指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の 5 種類がある。

イ 保稅運送制度

外国貨物は、開港、税関空港、保稅地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保稅運送といい、この運送には、税関長の承認が必要となっている。

保稅運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限

り外国貨物のまま運送することを認めることによって、外国貿易、国内取引等の企業活動の円滑化に資するものである。

(2) 保稅關係手續の簡素化等

保稅地域制度においては、従来から、手續の簡素化を進めてきたところであるが、主なものとしては、平成5年9月16日の緊急經濟対策の決定に基づき、保稅地域における蔵置空間の有効利用の促進等を図る観点から保稅地域制度を見直し、従来別々であった保稅上屋と保稅倉庫の許可を一本化して保稅蔵置場とするため、平成6年3月に關稅法改正等所要の措置を講じた。また、輸入促進地域として關係省庁の同意を受けている地方公共団体の要望等を踏まえ、輸入の円滑化に資する観点から、平成8年3月、9年3月及び15年3月に総合保稅地域に関する許可要件の運用の弾力化を図った。さらに、保稅地域において、税関の執務時間外における貨物の出し入れ又は取扱いを行う場合には、一定額の許可手数料を納付するとともに、税関長の許可を受けなければならないこととされていたが、平成9年4月より許可制を届出制とし（併せて許可手数料を廃止）、さらに平成13年4月より届出制を廃止した。

また、保稅運送制度においては、貨物の的確な

取締りを確保しつつ申請者の事務負担の軽減等を図る観点から、平成7年12月に關稅法施行令の改正を行い、包括保稅運送の承認期間を3カ月から1年に延長した。

(3) 保稅地域の貨物管理体制

輸出入貨物量の増大、物流の迅速化、麻薬、けん銃等の社会悪物品の水際取締り強化に対する社会的要請の増大等、環境が著しく変化しており、保稅部門における貨物の即物的なチェックには限界があったため、税関長が貨物の管理の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないものとして指定した保稅地域（保稅展示場及び総合保稅地域を除く。）については、当該保稅地域の被許可者等（倉主等）による適正な貨物管理（自主管理制度）を前提に、倉主等との協力体制を構築し、保稅地域の取締りの適正化等を図ってきた。

平成9年3月、当該自主管理制度が定着してきたことからすべての保稅地域において搬出入届を廃止し、保稅地域の被許可者等が帳簿を設け、外国貨物の搬出入等について記帳させることとした。

また、平成11年10月の海上システムの更改に伴い、保稅地域における貨物管理がシステムを利用して行えるようになった。